令和８年もとす広域連合議会

第１回定例会　会議録

令和８年２月　３日（火）　開会
令和８年２月１３日（金）　閉会

もとす広域連合

令和８年第１回もとす広域連合議会定例会会議録

目　　次

第　１　号（２月３日）

○議事日程……1
○本日の会議に付した事件……1
○出席議員……1
○欠席議員……1
○説明のため出席した者……1
○職務のため出席した職員……2
○開会の宣告……3
○開議の宣告……3
○議事日程の報告……3
○会議録署名議員の指名……3
○会期の決定……3
○議案第１号より議案第９号までの一括上程、説明、質疑、委員会付託……4
○散会の宣告……14

第　２　号（２月１３日）

○議事日程……15
○本日の会議に付した事件……15
○出席議員……15
○欠席議員……15
○説明のため出席した者……16
○職務のため出席した職員……16
○開議の宣告……17
○議事日程の報告……17
○会議録署名議員の指名……17
○議案第２号の訂正について……17
○一般質問……18
　鍔本規之議員……18
　関谷守彦議員……21
　翠　昭博議員……27
○議案第１号の上程、委員長報告、質疑、討論、採決……30
○議案第２号の上程、委員長報告、質疑、討論、採決……35
○議案第３号の上程、委員長報告、質疑、討論、採決……37
○議案第４号の上程、委員長報告、質疑、討論、採決……39
○議案第５号の上程、委員長報告、質疑、討論、採決……40

○議案第６号の上程、委員長報告、質疑、討論、採決……42
○議案第７号の上程、委員長報告、質疑、討論、採決……46
○議案第８号の上程、委員長報告、質疑、討論、採決……49
○議案第９号の上程、委員長報告、質疑、討論、採決……50
○閉会の宣告……53
○署名議員……55

令和８年第１回もとす広域連合議会定例会　第１日

議　事　日　程　（第１号）

令和８年２月３日（火曜日）午前９時１１分開会

日程第	１	会議録署名議員の指名	
日程第	２	会期の決定	
日程第	３	議案第　１号	もとす広域連合第６期広域計画について
日程第	４	議案第　２号	損害賠償の額を定めることについて
日程第	５	議案第　３号	もとす広域連合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
日程第	６	議案第　４号	令和７年度もとす広域連合一般会計補正予算（第４号）
日程第	７	議案第　５号	令和７年度もとす広域連合介護保険特別会計補正予算（第３号）
日程第	８	議案第　６号	令和７年度もとす広域連合老人福祉施設特別会計補正予算（第３号）
日程第	９	議案第　７号	令和８年度もとす広域連合一般会計予算
日程第１０		議案第　８号	令和８年度もとす広域連合介護保険特別会計予算
日程第１１		議案第　９号	令和８年度もとす広域連合老人福祉施設特別会計予算

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（１５名）

１番	広　瀬　守　克	２番	藤　橋　直　樹
３番	若　原　達　夫	４番	古　野　裕美子
５番	河　村　正　通	６番	堀　田　靖　則
７番	翠　　昭　博	８番	髙　橋　知　子
９番	関　谷　守　彦	１０番	馬　渕　ひろし
１１番	棚　橋　敏　明	１２番	若　園　五　朗
１３番	井　野　勝　巳	１４番	飯　尾　龍　也
１５番	鍔　本　規　之		

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

連合長	藤原　勉	副連合長	森　和之
副連合長	戸部哲哉	事務局長	五井淳人
総務課長	川村忠彦	介護保険課長	野田秀樹
会計管理者	臼井　誠	老人福祉施設 大和園長	大塚　修
療育医療施設長	吉川博喜	衛生施設長	喜多川正義

職務のため出席した職員

書記長	桂川伸哉	書記	田中久子
書記	坂上　翔		

開会　午前　９時１１分

◎開会の宣告

○議長（若園五朗君）　ただいまの出席議員は15人であります。地方自治法第113条の規定による定足数に達しております。

ただいまから、令和８年第１回もとす広域連合議会定例会を開会いたします。

――――――――――――――――――――◇――――――――――――――――――――

◎開議の宣告

○議長（若園五朗君）　本日の会議を開きます。

――――――――――――――――――――◇――――――――――――――――――――

◎議事日程の報告

○議長（若園五朗君）　本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

――――――――――――――――――――◇――――――――――――――――――――

◎会議録署名議員の指名

○議長（若園五朗君）　日程第１、会議録署名議員の指名を行います。

今定例会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、

３番　若　原　達　夫　君

４番　古　野　裕美子　君

を指名いたします。

――――――――――――――――――――◇――――――――――――――――――――

◎会期の決定

○議長（若園五朗君）　日程第２、会期の決定を議題といたします。

お諮りします。

今定例会の会期は、１月27日の議会運営委員会において、本日から２月13日までの11日間にしてはどうかと決められました。

ご異議ございますか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（若園五朗君）　異議なしと認めます。

したがって、今定例会の会期は、本日から２月13日までの11日間とすることに決定いたしました。

◇

◎議案第１号より議案第９号までの一括上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（若園五朗君）　日程第３、議案第１号　もとす広域連合第６期広域計画についてより日程第11、議案第９号　令和８年度もとす広域連合老人福祉施設特別会計予算までを一括議題といたします。

提出議案について、広域連合長より提案理由の説明を求めます。

広域連合長、藤原　勉君、お願いします。

○連合長（藤原　勉君）　皆さん、おはようございます。

それでは、広域連合の定例会に当たりまして所信表明及び提案説明を申し上げたいと思います。

本日ここに、令和８年第１回もとす広域連合議会定例会を開催いたしましたところ、議員各位のご出席を賜り、厚く御礼を申し上げます。

昨年は、全国各地で林野火災や局地的な豪雨、地震などが発生し、大きな被害を受けた地域も多くございました。幸いにも、この地域では大きな被害はございませんでしたが、いつ、どこで、何が起こるかも分からない時代にあって、日頃からの備えが重要であるということを再認識しております。

さて、今年は、今月６日から22日までの17日間、第25回オリンピック冬季競技大会ミラノ・コルティナ2026冬季オリンピックが、また、３月６日から３月15日の10日間、ミラノ・コルティナ2026パラリンピックがイタリア北部で開催されます。93か国から3,500人以上の選手が参加し、オリンピック16競技とパラリンピック６競技を競い合う中、日本選手の活躍を大いに期待をしているところでございます。世界情勢が様々な問題を抱えている昨今にあって、平和の祭典であるオリンピックが明るい話題をもたらし、成功を収めることを願っております。

それでは、令和８年度に向けて臨む定例会の開会に当たり、当広域連合事業への所信について述べさせていただきます。

もとす広域連合は、構成市町住民の皆様の福祉向上と広域行政の推進に寄与することを目的に設置・運営されていることは、ご承知のことと存じます。管内の住民の安心・安全を支える事業であります介護保険事業をはじめ、老人福祉施設の大和園、療育医療施設の幼児療育センター及び休日急患診療所、そして、衛生施設のし尿処理施設などの事業の執行に当たりましては、少しでも安定的な財政運営が図れるように、限られた財源の中で効率的かつ効果的な運営を目指して、地域住民の皆様の福利向上に応えるべく、引き続き努力をしてまいります。

初めに、第６期のもとす広域連合広域計画が令和８年度から始まります。今定例会でも議案として上程し、議員の皆様におかれましては慎重にご審

議いただき、ご決定いただきたいと思っております。この計画では、地域の実態や特性を考慮し、中長期的な視点に立ち、今後の取組の方向及びそのための具体的な施策を示させていただいております。

次に、介護保険事業につきましては、第９期介護保険事業計画の最終年度であり、基本理念に掲げておりますように「いつまでも自分らしく生きられる長寿社会をめざして」、制度、分野の枠や支え手、受け手といった役割意識を超えて、子どもから高齢者まで地域全体で互いに手を取り合い、助け合いながら暮らす地域共生社会の実現に向けて、地域包括ケアシステムを深化させてまいります。また、令和９年度以降の介護保険事業の推進に向けて、第10期介護保険計画の策定を進めてまいります。

次に、老人福祉施設大和園につきましては、老人福祉法に基づく養護老人ホーム運営と、介護保険法に基づく特別養護老人ホーム、短期入所、デイサービスなど管内地域に密着した事業運営を展開しております。

特に養護老人ホームにおきましては、空床の有効活用として障害者短期宿泊事業、契約入所及び特定施設入居者生活介護事業を開始し、多様な受入れに対応するセーフティネットとしての役割を担っております。引き続き健全な施設の管理運営に努め、充実した高齢者福祉サービスを提供してまいります。

次に、療育医療施設幼児療育センターにつきましては、地域療育の専門機関として、小学校就学前の児童を対象とする児童発達支援事業及び相談支援事業を継続して実施しており、引き続き、児童一人一人の特性に応じたきめ細やかな支援や、その保護者への支援に努めてまいります。

また、地域障害児支援体制中核拠点である中核機能強化事業所としての役割を担い、組織市町などの関係機関と連携を図りながら、途切れのない支援ができる体制づくりを進めてまいります。

休日急患診療所につきましては、日曜・祝日等における救急患者に対する診療について、もとす医師会及びもとす薬剤師会の協力を得て、地域の初期救急医療機関としての役割を果たしており、引き続き、良質かつ適切な医療サービスの提供に努めてまいります。

次に、し尿処理の衛生施設につきましては、組織市町からのし尿及び浄化槽、農業集落排水処理施設並びにコミュニティ・プラントから搬入される汚泥の衛生的な処理に努めております。引き続き、計画的な施設及び設備の維持補修工事により長寿命化に努め、施設が安心・安全、安定的に稼働できるよう万全な維持管理を推進し、地域の快適な生活環境の保全及び公衆衛生の向上に寄与してまいります。

最後に、地域住民の皆様の福祉の向上と身近な広域行政機関としての役割を果たすため、組織市町との連携の下、住民の皆様のご期待に沿えるよう、引き続き誠心誠意取り組む所存でございますので、議員の皆様には当広域連合の施策の推進に際し、引き続き、ご理解、ご協力を賜りますようお願いを申し上げます。

以上、所信の一端を述べさせていただきました。

続きまして、提案説明を申し上げます。

今回、本会議に提案し、ご審議をお願いする議案は、広域計画の策定に関する案件が１件、損害賠償の額の決定に関する案件が１件、条例の改正に関する案件が１件、令和７年度補正予算に関する案件が３件、令和８年度予算に関する案件が３件、合計９件でございます。

それでは、今定例会への提出議案につきまして、概要を説明させていただきます。

初めに、議案第１号　もとす広域連合第６期広域計画についてでございます。

現広域計画の計画期間が令和７年度末で満了することに伴い、次期５か年の広域計画を策定することについて、地方自治法第291条の７第１項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

次に、議案第２号　損害賠償の額を定めることについてでございます。

介護認定に係る調査業務において、新たにタブレット端末等を導入したことにより、不要となった現行の機器等のリース契約を一部解除したいので、損害賠償の額を定めることについて、地方自治法第96条第１項第13号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

次に、議案第３号　もとす広域連合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

令和７年８月の人事院勧告に鑑み、１か月当たり5,000円を上限とする駐車場等の利用に対する通勤手当の新設等の改正を行うものでございます。

次に、議案第４号　令和７年度もとす広域連合一般会計補正予算（第４号）についてでございます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ40万5,000円を増額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ６億1,884万2,000円とするものでございます。

歳入としましては、休日急患診療所の交付税算入分の増による負担金の増額、財政調整基金及び衛生施設整備基金の預金利子の増による利子及び配当金の増額並びに休日急患診療所使用料の減による衛生使用料の減額を計上するものでございます。

歳出の主なものとしましては、総務費では印刷製本費及び委託料の減による一般管理費の減額、職員給与等の減による会計管理費の減額並びに基金積立金の増による基金費の増額、民生費では会計年度任用職員報酬の減による養護訓練運営費の減額、衛生費では休日急患診療所の医薬材料費の増による診療費の増額並びに衛生施設の消耗品費及び光熱水費の減によるし尿処理費の減額を計上するものでございます。

次に、議案第５号　令和７年度もとす広域連合介護保険特別会計補正予算（第３号）についてでございます。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,611万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ88億7,093万3,000円とするものでござい

ます。
歳入としましては、決算見込みの増による国庫補助金の増額、介護給付費準備基金利子の増による利子及び配当金の増額及び介護サービス給付費等の減による介護給付費準備基金繰入金の減額を計上するものでございます。
歳出の主なものとしましては、職員給与費、使用料及び賠償金等の減による一般管理費の減額、介護給付費準備基金利子の増による介護給付費準備基金積立金の増額並びに各種事業の決算見込みによる保険給付費の組替えを行うものでございます。
次に、議案第６号　令和７年度もとす広域連合老人福祉施設特別会計補正予算（第３号）についてでございます。
歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,605万円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ９億9,228万5,000円とするものでございます。
歳入の主なものとしましては、老人保護措置費負担金の減による市町負担金の減額、高齢者施設等物価高騰対策支援金の増による総務費県補助金の増額、歳出予算の減に伴う老人福祉施設財政調整基金繰入金の減額並びに認知症通所介護事業収入の減による介護保険事業収入の減額等を計上するものでございます。
歳出の主なものとしましては、職員給与及び会計年度任用職員報酬等の減によるサービス事業費の減額等でございます。
続きまして、議案第７号から議案第９号までは、令和８年度の新年度予算でございます。
新年度予算は総額106億1,220万円を計上するものでございます。
一般会計は６億6,880万円で、全体予算額の6.3％。介護保険特別会計は89億6,100万円で、全体予算額の84.4％。老人福祉施設特別会計は９億8,240万円で、全体予算額の9.3％をそれぞれ占めるものでございます。
これらの予算案につきましては、管内住民の皆様に対して健康で安心・安全な生活の確保、安定した介護保険制度の運営と良質な介護サービスの確保などを目指したものでございます。
令和８年度の予算編成に向け、当広域連合が将来にわたり持続可能な財政運営・経営を維持していくため、最小のコストで最大の効果をあげる工夫を凝らすとともに、広域連合の主な財源の一つである組織市町負担金についても、管内住民の皆様の税金であることを念頭に予算編成に努めました。
それでは、まず、議案第７号　令和８年度もとす広域連合一般会計予算についてでございます。
歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ６億6,880万円で、令和７年度と比べ7,620万円、12.9％の増となっております。
一般会計予算は、昨年度までの本庁総務課関係分、療育医療施設関係分及び衛生施設関係分に、新たに重層的支援体制整備事業に係る介護保険課

関係分を加えた４部門から編成されております。

歳入の主なものとしましては、組織市町からの負担金４億3,353万6,000円、休日急患診療所及び衛生施設等の使用料及び手数料3,447万1,000円、重層的支援体制整備事業に係る国庫支出金、県支出金、合わせて3,890万6,000円、同じく重層的支援体制整備事業に係る特別会計繰入金2,884万7,000円、財政調整基金繰入金3,167万4,000円並びに児童福祉事業に係るサービス事業収入7,590万円等を計上しております。

歳出の主なものとしましては、総務費１億4,043万7,000円、民生費２億1,351万2,000円、衛生費２億6,617万8,000円等を計上しております。

新たな重層的支援体制整備事業に係る予算につきましては、民生費に計上しております。

次に、議案第８号　令和８年度もとす広域連合介護保険特別会計予算についてでございます。

歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ89億6,100万円で、令和７年度と比べ２億3,000万円、2.6％の増となっております。

介護保険事業につきましては、第９期介護保険事業計画に基づき、高齢者を含めた人々の暮らしを支える地域包括ケアシステムの充実や認知症予防事業の推進に努めるとともに、各介護サービス事業に係る介護保険給付費並びに地域支援事業への対応に関係経費を計上しております。

歳入の主なものとしましては、介護保険料19億2,431万4,000円、介護給付費負担金をはじめとした組織市町からの負担金14億2,338万3,000円、国庫支出金17億9,251万4,000円、支払基金交付金22億7,608万2,000円、県支出金12億3,089万7,000円等を計上しております。

歳出の主なものとしましては、保険給付費82億2,824万1,000円を計上しており、歳出総額の91.8％を占めております。そのほか、地域支援事業費４億5,307万5,000円等を計上しております。

最後に、議案第９号　令和８年度もとす広域連合老人福祉施設特別会計予算についてでございます。

歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ９億8,240万円で、令和７年度と比べ2,620万円、2.7％の増となっております。

老人福祉施設大和園につきましては、老人福祉法に基づく養護老人ホームと介護保険法に基づく特別養護老人ホーム、短期入所施設、デイサービスセンター、介護支援センター及び居宅介護支援事業所を所管する地域に密着した事業所であり、高齢者福祉サービスの提供を図るべく、必要となる経費を計上しております。

歳入の主なものとしましては、老人保護措置費負担金など組織市町からの負担金8,331万3,000円、財政調整基金からの繰入金9,000万円、通所介護や施設介護など各介護保険事業によるサービス事業収入７億2,713万8,000円等を計上しております。

歳出の主なものとしましては、施設の維持管理を主体とした総務費１億

4,730万4,000円、養護老人ホーム及び在宅介護支援に係る民生費１億4,614万2,000円、通所介護事業や施設介護事業などのサービス事業費６億7,895万4,000円等を計上しております。

以上、提出議案につきまして、その概要を説明させていただきました。よろしくご審議いただきまして、適切なご決定を賜りますようお願いを申し上げまして、提案説明とさせていただきます。ありがとうございました。

大変お聞き苦しい声で申し訳ありませんでした。早く声を治しますので、どうぞよろしくお願いします。

○議長（若園五朗君）　以上で提案理由の説明を終わります。

議事の都合により、暫時休憩いたします。

全員協議会を再開しますので、第１委員会室にご移動願います。

休憩　午前　９時３３分

再開　午前１１時５５分

○議長（若園五朗君）　休憩前に引き続き、会議を再開します。

日程第３、議案第１号　もとす広域連合第６期広域計画についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

議案第１号に対する質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（若園五朗君）　質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

議案第１号について、議案を関係する３つの常任委員会へ分割して付託することができないため、会議規則第39条第３項の規定により、委員会付託を省略します。総務介護常任委員会、療育医療衛生常任委員会、老人福祉常任委員会において、それぞれの所管に属する事項の協議を経た後、最終日の本会議において、質疑、討論、採決を行います。

ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（若園五朗君）　異議なしと認めます。

よって、議案第１号は委員会付託を省略します。最終日に質疑、討論、採決を行うことに決定いたしました。

日程第４、議案第２号　損害賠償の額を定めることについてを議題といたします。

これより質疑を行います。

議案第２号に対する質疑はございませんか。

鍔本議員。

○１５番（鍔本規之君）　今、議案第２号のことについてなんですけれども、

損害賠償請求ということについては少し違和感があります。和解金なり、もしくはほかの名前でも結構ですので、一度審議をしていただいて、損害賠償請求という言葉を削除するようにお願いをいたします。

○議長（若園五朗君）　五井事務局長。

○事務局長（五井淳人君）　ただいまの議員の申出に関しましてお答えさせていただきます。

会議規則に基づいた手続を取らせていただき、最終日にその整理を加えたいと思います。審議については内容をそのまま継続してご審議賜れればというふうに思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（若園五朗君）　鍔本議員。

○１５番（鍔本規之君）　あとは、内容について少し質問をさせていただきます。

今回、機器の変更等と内容の変更等という形で提案されているわけでありますけれども、そのことについての細かい説明が議会のほうになかったように記憶しております。当委員会の中において、またいろいろな形でそういうものがあるかと思いますけれども、もし今ここで説明ができることがあるなら説明を求めます。なければ委員会のほうで改めて質問をいたします。

○議長（若園五朗君）　五井事務局長。

○事務局長（五井淳人君）　今回のシステムの導入につきましては、介護認定に係る審査に要する時間の効率化、調査員の負担軽減及び調査の公平性を担保するために導入したものであります。スケジュールや標準化の遅延につきましては、岐阜県市町村情報センターからの申出もあり、運用自体が遅れておることでありましたので、その標準化における延伸となったところでございますけれども、機器の更新につきましてはウインドウズのサポートが終了したことや、標準化に移行した際には現行使用しておるシステムが非対応となるため、この時点での更新を行ったことにつきまして、ご理解いただければと思います。

○１５番（鍔本規之君）　はい、結構です。

○議長（若園五朗君）　これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第２号は、総務介護常任委員会に付託したいと思います。

ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（若園五朗君）　異議なしと認めます。

よって、議案第２号は総務介護常任委員会に付託します。

日程第５、議案第３号　もとす広域連合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

鍔本議員。

○１５番（鍔本規之君）　この改正については、国のほうの方針によってというふうに解釈してよろしいかお尋ねをいたします。

○議長（若園五朗君）　五井事務局長。

○事務局長（五井淳人君）　ご理解のとおりで結構です。

○議長（若園五朗君）　これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第３号は、総務介護常任委員会に付託したいと思います。

ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（若園五朗君）　異議なしと認めます。

よって、議案第３号は総務介護常任委員会に付託します。

日程第６、議案第４号　令和７年度もとす広域連合一般会計補正予算（第４号）を議題といたします。

これより質疑を行います。

議案第４号に対する質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（若園五朗君）　質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

議案第４号について、議案を関係する２つの常任委員会へ分割して付託することができないため、会議規則第39条第３項の規定により、委員会付託を省略し、総務介護常任委員会、療育医療衛生常任委員会において、それぞれの所管に属する事項の協議を経た後、最終日の本会議において、質疑、討論、採決を行いたいと思います。

ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（若園五朗君）　異議なしと認めます。

よって、議案第４号は委員会付託を省略し、最終日に質疑、討論、採決を行うことに決定いたしました。

日程第７、議案第５号　令和７年度もとす広域連合介護保険特別会計補正予算（第３号）を議題といたします。

これより質疑を行います。

議案第５号に対する質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（若園五朗君）　質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第５号は、総務介護常任委員会に付託したいと思います。

ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（若園五朗君）　異議なしと認めます。

よって、議案第５号は総務介護常任委員会に付託いたします。

日程第８、議案第６号　令和７年度もとす広域連合老人福祉施設特別会計補正予算（第３号）を議題といたします。

これより質疑を行います。

議案第６号に対する質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（若園五朗君）　質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第６号は、老人福祉常任委員会に付託したいと思います。

ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（若園五朗君）　異議なしと認めます。

よって、議案第６号は老人福祉常任委員会に付託いたします。

日程第９、議案第７号　令和８年度もとす広域連合一般会計予算を議題といたします。

これより質疑を行います。

議案第７号に対する質疑はございませんか。

鍔本議員。

○１５番（鍔本規之君）　一般会計の中に旧真正町の庁舎をもとす広域連合が借りている、その家賃といいますか、家賃について前年よりも減額されているように思われます。その説明を求めます。

○議長（若園五朗君）　五井事務局長。

○事務局長（五井淳人君）　本巣市役所旧真正分庁舎の借り上げにつきましては、令和７年度、本巣市が新庁舎へ移転した際に面積割合の比重が変わりました。また、全体的に燃料費等の光熱水費も減少されたことによりまして、令和７年度の使用に係る試算も本巣市から頂戴する中において予算を下げる要素になりました。

そこで、本巣市からまた令和８年度の要求に対する使用実績に伴う令和８年度の使用料として示された額がこの額でございます。使用の面積につきましては、使用者の面積割合によって変わるというふうに聞いておりますが、また、８年度以降この庁舎がどのように使われてくるかというのは、私どもも定かではございませんが、所有者側である市から予算として提示された実績に伴う利用料が、この額というふうでご理解いただければと思います。

以上です。

○議長（若園五朗君）　鍔本議員。

○１５番（鍔本規之君）　今の説明の中にありましたように、電気代等々については国のほうから補助金が出ていることによって金額が下がるという

ことで、そういうことも含めて使用料を下げたというふうに解釈してよろしいかお尋ねをいたします。

○議長（若園五朗君）　五井事務局長。

○事務局長（五井淳人君）　ご提示された額につきましては、あくまで使用の実績に伴いまして面積の割合で試算されたものという理解でありますので、今、議員のご質問がございました燃料調整費が幾らだとかという、細かな試算で私どもも把握できておりませんので申し訳ございませんが、実績として使用されたものを負担として提示された額になりますので、お願いいたします。

○１５番（鍔本規之君）　はい、結構です。

○議長（若園五朗君）　ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（若園五朗君）　質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

議案第７号について、議案を関係する２つの常任委員会へ分割して付託することができないため、会議規則第39条第３項の規定により、委員会付託を省略し、総務介護常任委員会、療育医療衛生常任委員会において、それぞれの所管に属する事項の協議を経た後、最終日に本会議において、質疑、討論、採決を行いたいと思います。

ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（若園五朗君）　異議なしと認めます。

よって、議案第７号は委員会付託を省略し、最終日に質疑、討論、採決を行うことに決定いたしました。

日程第10、議案第８号　令和８年度もとす広域連合介護保険特別会計予算を議題といたします。

これより質疑を行います。

議案第８号に対する質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（若園五朗君）　質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第８号は、総務介護常任委員会に付託したいと思います。

ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（若園五朗君）　異議なしと認めます。

よって、議案第８号は総務介護常任委員会に付託いたします。

日程第11、議案第９号　令和８年度もとす広域連合老人福祉施設特別会計予算を議題といたします。

これより質疑を行います。

議案第９号に対する質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（若園五朗君）　質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第９号は、老人福祉常任委員会に付託したいと思います。

ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（若園五朗君）　異議なしと認めます。

よって、議案第９号は老人福祉常任委員会に付託します。

――――――――――――――――――――――― ◇ ―――――――――――――――――――――――

◎散会の宣告

○議長（若園五朗君）　以上をもちまして、本日の日程は全て終了いたしました。

付託案件等につきましては、各常任委員会での審査、協議をお願いいたします。

なお、２月13日は午前９時より本会議を開きます。

本日はこれで散会いたします。

ありがとうございました。

散会　午後　０時１０分

令和８年第１回もとす広域連合議会定例会　第２日

議　事　日　程　（第２号）

令和８年２月１３日（金曜日）午前９時３０分開議

日程第　１　会議録署名議員の指名
日程第　２　議案第　２号　損害賠償の額を定めることについての訂正について
日程第　３　一般質問
日程第　４　議案第　１号　もとす広域連合第６期広域計画について
日程第　５　議案第　２号　損害賠償の額を定めることについて
日程第　６　議案第　３号　もとす広域連合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
日程第　７　議案第　４号　令和７年度もとす広域連合一般会計補正予算（第４号）
日程第　８　議案第　５号　令和７年度もとす広域連合介護保険特別会計補正予算（第３号）
日程第　９　議案第　６号　令和７年度もとす広域連合老人福祉施設特別会計補正予算（第３号）
日程第１０　議案第　７号　令和８年度もとす広域連合一般会計予算
日程第１１　議案第　８号　令和８年度もとす広域連合介護保険特別会計予算
日程第１２　議案第　９号　令和８年度もとす広域連合老人福祉施設特別会計予算

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（１４名）

１番	広　瀬　守　克	２番	藤　橋　直　樹
４番	古　野　裕美子	５番	河　村　正　通
６番	堀　田　靖　則	７番	翠　　昭　博
８番	髙　橋　知　子	９番	関　谷　守　彦
１０番	馬　渕　ひろし	１１番	棚　橋　敏　明
１２番	若　園　五　朗	１３番	井　野　勝　巳
１４番	飯　尾　龍　也	１５番	鍔　本　規　之

欠席議員（１名）

３番　若　原　達　夫

説明のため出席した者

連合長	藤原　勉	副連合長	森　和之
副連合長	戸部哲哉	事務局長	五井淳人
総務課長	川村忠彦	介護保険課長	野田秀樹
会計管理者	臼井　誠	老人福祉施設大和園長	大塚　修
療育医療施設長	吉川博喜	衛生施設長	喜多川正義

職務のため出席した職員

書記長	桂川伸哉	書記	田中久子
書記	坂上　翔		

開議　午前　９時３０分

◎開議の宣告

○議長（若園五朗君）　ただいまの出席議員は14名であります。地方自治法第113条の規定による定足数に達しております。

本日の会議を開きます。

――――――――――――――――――――◇――――――――――――――――――――

◎議事日程の報告

○議長（若園五朗君）　本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

――――――――――――――――――――◇――――――――――――――――――――

◎会議録署名議員の指名

○議長（若園五朗君）　日程第１、会議録署名議員の指名を行います。

今定例会の会議録署名議員は会議規則第127条の規定により、

９番　関　谷　守　彦　君

を追加指名いたします。

――――――――――――――――――――◇――――――――――――――――――――

◎議案第２号　損害賠償の額を定めることについての訂正について

○議長（若園五朗君）　日程第２、議案第２号　損害賠償の額を定めることについての訂正についてを議題といたします。

広域連合長より、令和８年２月３日に提出されました議案第２号　損害賠償の額を定めることについては、損害賠償として整理したものを解約金に訂正したい旨、もとす広域連合議会会議規則第20条の規定により、議会の許可を求めたいとの書面が令和８年２月６日付で提出されました。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第２号　損害賠償の額を定めることについての訂正についてを許可することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（若園五朗君）　異議なしと認めます。

したがって、議案第２号　損害賠償の額を定めることについての訂正についてを許可することに決定いたしました。

――――――――――――――――――――◇――――――――――――――――――――

◎一般質問

◇鍔　本　規　之　君

○議長（若園五朗君）　日程第３、一般質問を行います。

質問の通告がありますので、発言の許可をいたします。

15番、鍔本規之君の発言を許可します。

鍔本君。

○１５番（鍔本規之君）　それでは、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

今回の一般質問につきましては、大和園のことについてのことであります。

私が議員となって、また、ここの委員になってからも大和園と同じような施設が、この本巣郡の中には多くできました。視察にも行かせてもらったことがあるわけであります。多くの同様の施設がこの地域にたくさんできたことは、大いに結構なことだろうと思っているわけであります。

その中において、コロナという今までに類を見ないような病気が世界的に発生をして、その後の世界情勢、また特に日本においても、コロナの前とコロナ以後とでは社会状況が大分変わってきたこともあります。特に老人においては、このコロナによって多くの人が亡くなられたこともありまして、大和園と同じような施設を運営しているところにおいても、中に入ってくれる入居者というものが減ってきたということもありまして、厳しい運営をしているのが現状であります。

当広域連合の管内においても、大和園というものが存在して、今、運営をしているわけでありますけれども、私が議員になった当時と比べると、大和園という位置づけが少しずつ下がってきたような思いをしております。私が議員になった当初の大和園というのは、本巣市には老人福祉施設が、市が運営しているような施設があって非常に安心であると、また、年を食ってからもそういうところに入ることができて、非常にありがたいというようなことを聞いた覚えがあるわけであります。

けれども、そういう施設がどんどんと増えてきた、新しい施設が増えてきたことによって、入居者の人がどこに入るかという選択権も増えてきたわけであります。その中で大和園ももうできてから三十数年という歳月がたっている中において、施設そのものの老朽化が始まっている。今予算の中においても修繕費というのが計上されているわけであります。

この修繕費、本来でいうなら修繕費ではなくて、新たにまた替えるというような形の予算がしかるべきだろうと思うわけでありますけれども、経営が非常に苦しいということもあり、また、独立採算制を求められていることから鑑みると、そう大きな予算が組めないだろうというのが現状だろうと思っているわけであります。

そこで、お伺いをするわけでありますけれども、私が議員になった二十

数年前と比べると、その当時はこういう老人福祉についての、またはそういう施設についてのモデルとなるような位置づけもあったかと思うわけであります。けれども、そういう使命ももう終わったのではないかなという思いをしているわけであります。

新しい施設においては、今の大和園よりももっと進んだ介護という形のものができている中において、また、市の経営する大和園、広域が経営しているわけですけれども、その施設が民間の施設についてのモデルとなるなら、大いに結構だろうと思うわけですけれども、もう今そういうことの役目も終わっただろうと思っています。施設も古くなっている。これからまたそれを維持運営していこうと思うと、また大きなお金がかかるであろうと。赤字になるということは、施設を利用していない、市民の方たちから頂いた大切なお金をそこにつぎ込むということになる。そのことが市民から理解が得られるかなということを鑑みたときに、少し考えなければいけない時期に来ているんだろうというふうに私は思うわけであります。

そこで、お伺いをするわけでありますけれども、今までどおり大和園を広域として運営していくのがいいのか。また、民間企業に委託をしたほうがいいのか。私は委託したほうがいいという思いをしておりますけれども、執行部においてはどのような考えをお持ちなのかお伺いをいたします。

○議長（若園五朗君）　大塚大和園長。

○老人福祉施設大和園長（大塚　修君）　鍔本議員の質問にお答えいたします。

議員のご指摘のとおり、大和園は令和３年以降のコロナ禍より厳しい運営状況が続いております。令和６年度には介護保険事業が黒字に転じましたが、養護老人ホームの運営につきましては、措置入所者数が減少する一方であることから、契約入所や特定施設入居者生活介護（一般型）の新規事業を開始し、施設の有効活用に努めているところでございますが、大和園におきましては各サービス事業の利用率が向上する中でも、人件費の大幅な引上げなどもあり、厳しい経営状況にあります。

一方で、大和園においては、もとす広域連合管内唯一の公営の老人福祉施設であり、周辺地域における医療機関、福祉施設及び関係機関、ケアマネジャー、さらには地域住民の皆様からも、最後のとりでとして広く認知をされているところでございます。

具体的には、民営機関が行わないデイサービスの365日営業や夕食つきサービスをはじめ、民営機関が引き受け難い困難事例などの受入れを積極的に行ってきた実績でもございます。

私自身もケアマネジャーをこの地域で10年以上してまいりましたが、大和園周辺以外の方が大和園を利用されるケースにつきましては、独り暮らしや老老介護で食事の確保の難しい方や、日曜日に仕事があり世話のできない家族、あるいは認知症行動が激しく、どこの事業所や施設からも断られてしまうような、その地域のサービスでの対応が難しい方々と認識し

ておりますので、幅広い地域において民営機関の対応ができないところを大和園が対応している面からも、公の役割として福祉の理念をモデル的に実践し、民営機関への支えとなる存在であると認識しておりますので、民営機関の妨げになっているとは考えておりません。

現時点においては、共存することが当地域における介護サービスの充実につながるものと考えます。よって、今後の運営につきましては、組織市町の意向を踏まえ検討していくべきと考えておりますので、民営化については言及すべき段階ではなく、私から申し上げられることは、与えられた使命、職責、職務に向き合い、職員一丸となって進めていくということでございますので、ご理解賜りますようよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（若園五朗君）　鍔本議員。

○１５番（鍔本規之君）　大和園を運営している、任されている施設長としては今の答弁しかできないだろうというのが私の思いであります。しかるに、今の言われた中においても、何一つ私は間違っているとは思いません。できることなら私も、もうお世話になる年でありますので、世話になりたいなというところでありますけれども、当初述べたように地域においては同等の施設が多くできている。どこを選ぶかなというときにおいて、やはり大和園を選びたいなというような運営にしていかなければ、存在価値もなくなるだろうという思いをしているわけであります。そういうふうにしようとするなら、多くの先行投資というお金が必要になってくるだろうと。

今、大和園の中を見させてもらっても、少し首をかしげたくなるようなこともあるし、前回においては空調設備が壊れて、入居者に対して不愉快な思いをされたということもあります。そういうことを鑑みていくと多くの施設の改造、また、個人で契約する契約入居等々の場所においても、今も造ればすぐに満タンになるという、入ってくるというような状況の中においても、嫌な言い方をすると、そこで私の人生が幕を閉じるときに、その部屋を見たときに上に雨漏りの痕があるようでは、私の人生の最期としては非常に寂しいような気がするわけであります。

今、園長が言われるように、地域にとって必要だから民間に任せる必要がないとするなら、そこを運営するためのもう少し大きな予算を組んでいただいて、入っていった人がさすが大和園、いいところだなと、ここで自分の人生、最期を終えることはいいことだなと思えるような設備に変えることが一番だろうと思います。それができないとするなら、勇気を持って民間に委託するべき選択を取らなければいけないだろうと思っております。

連合長をはじめ、また副連合長たちにお願いをしておきます。どちらを選択するかは議員の意向もあるかもしれませんけれども、今の答弁から察するなら、残すということになれば、この議会においての予算の編成から見ると、とてもじゃないけれども成り立たないだろうと思っております。補正予算でも結構でありますので、先行投資的なものを多く投資していた

だいて市民が納得できるような、また、市民が喜んでそこに行ってもらえるような施設にすることをお願いして、一般質問を終わります。

○議長（若園五朗君）　15番、鍔本規之君の一般質問を終わります。

――――――――――――――――――――――― ◇ ―――――――――――――――――――――――

◇関　谷　守　彦　君

○議長（若園五朗君）　続きまして、９番、関谷守彦君の発言を許します。

関谷議員。

○９番（関谷守彦君）　改めまして、おはようございます。

議席番号９番、瑞穂市の関谷守彦です。ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、一般質問をさせていただきます。よろしくお願いをいたします。

さて、私のほうからは老人福祉施設特別会計の在り方ということについて質問をさせていただきます。

議会のたびに問題になるのが大和園の収支の見通し、そういったことで先ほどの鍔本議員からも民営化という提案も含めたことがありました。そうでなければ先行投資をしなければならないのではないか。そういったようなご提案もあったところであります。

先ほどの答弁の中でも、大和園におかれましては収支改善に向けて様々な取組がなされ、一定の成果を上げているというふうに思いますけれども、大きく全体の収支の改善、そういったところまでは至っていないのが現状ではないかと思います。

今回提案されております第６期広域計画においても、設備改修や大型備品の更新時期を迎えるものが多くあるため、計画的な改修や更新についての財源確保が課題であると記されておりますけれども、一方、根本的な改善策までは具体的には提示されていない。それが現状ではないかと思います。

私は、この問題を検討する中で今ある老人福祉施設特別会計、この在り方がなぜ現状のようになっているのか疑問を感じ始めたところであります。そこから出発をして今回の質問に至ったということであります。

そこで、まずお尋ねしたいと思います。

もとす広域連合の会計は現在、一般会計と２つの特別会計、介護保険特別会計と老人福祉施設特別会計の、合わせて３つの会計から成っております。まず、このような会計制度になっている根拠、当然あると思いますけれども、そのことについてご説明をしていただければと思います。

○議長（若園五朗君）　五井事務局長。

○事務局長（五井淳人君）　それでは、お答えします。

会計の区分につきましては、地方自治法第292条の規定に基づきまして準用される同法第209条第１項の規定により、一般会計及び特別会計とす

ると定められております。そのうち特別会計につきましては、同条第２項の規定によりまして、条例で定めることができると規定されております。

このことより、当広域連合といたしましては一般会計のほか、もとす広域連合特別会計条例で定める老人福祉施設特別会計と介護保険法で定められた介護保険特別会計の２つの特別会計で、各事業の執行を行っておるところでございます。

○議長（若園五朗君）　関谷守彦君。

○９番（関谷守彦君）　今、特別会計については現在２つあるわけですけれども、１つの介護保険に関する特別会計、これについては介護保険法の法律上、特別会計にするということが決まっているということが根拠になる。そして、もう一つの老人福祉施設特別会計については、法律の中で特別会計を設けることができるということで、その２項において一般の歳入歳出と区分して経理する必要のある場合においては、条例でこれを設置することができるというお話で、それに基づき、もとす広域連合では特別会計の条例を定めて、老人福祉施設特別会計という特別会計を設置しているということだったと思います。

そういったことで特別会計が２つ、つくられているということでありますけれども、では、この特別会計の仕組み、広域連合ができて相当たつわけでありますけれども、発足当初からこの形は変わっていないのか。もし変わっているとすれば、その経緯について説明をお願いします。

○議長（若園五朗君）　五井事務局長。

○事務局長（五井淳人君）　もとす広域連合の変遷につきましては、広域計画にも記載させていただいておりますとおり、各一部事務組合の財産及び事務を承継する形で平成13年度に今の体制となりました。

その際、会計区分としましては、一般会計、介護保険特別会計のほか、先ほどの条例で定められた老人福祉施設特別会計、療育医療施設特別会計及び衛生施設特別会計をそれぞれ設置し、合わせて５つの会計でそれぞれの事業を執行しておりました。

その後、関係条例を改正いたしまして、療育医療施設特別会計及び衛生施設特別会計を廃止し、平成22年度から一般会計に編入し、包括的に処理することとし、現在の３会計となっております。

以上です。

○議長（若園五朗君）　関谷守彦君。

○９番（関谷守彦君）　今この２つの特別会計が平成22年４月から廃止されたということですけれども、それは何か理由があって廃止になったんでしょうか。

○議長（若園五朗君）　五井事務局長。

○事務局長（五井淳人君）　再編時につきまして、私どもで記録を確認させていただいたところ、特別会計で運用しておりました衛生施設につきましては、税法上でいう法人とみなされることで課税対象事業所となることか

ら、一般会計として整理するような内容で記録をされておりました。
以上です。
○議長（若園五朗君）　関谷守彦君。
○９番（関谷守彦君）　もう一つの療育医療施設特別会計、これについては。
○議長（若園五朗君）　五井事務局長。
○事務局長（五井淳人君）　申し訳ございませんでした。
療育医療施設につきましては、それぞれ非課税対象事業所ではありますが、この22年の再編の際に私どもで調べさせていただきました記録はございませんでした。ただ、療育医療施設といたしましてもこの予算の全貌を見たとき、療育医療施設と休日急患診療所を１つの会計として編成することが望ましく、この一般会計の中で歳入歳出科目をそれぞれ設けまして区分する中で、事業を執行しているものだというふうに考えております。
以上です。
○議長（若園五朗君）　関谷守彦君。
○９番（関谷守彦君）　衛生施設特別会計については、消費税の取扱いとしては一般会計に移したほうが有利であるという、そういう判断で廃止したということ。療育医療施設特別会計については、具体的にはちょっと根拠は分からないけれども、やはりその施設の特徴から、特別会計で独立させるよりは別個にしたほうが、一般会計に持ってきたほうがいいだろうとそういったことで廃止になったと思います。というご説明だったと思います。
では、当初は３つの特別会計があったということなんですけれども、先ほどのちょっと確認をさせていただきました自治法の第292条第２項によれば、必要性のあるときに特別会計を設置するということでありまして、現在その老人福祉施設特別会計が設けられているわけでありますけれども、では、これを現在特別会計として独立させる必要性、その意義は何があるのか説明をお願いいたします。
○議長（若園五朗君）　五井事務局長。
○事務局長（五井淳人君）　特別会計につきましては、先ほど１つ目のご質問の際、少しかいつまんだ説明でございましたので、ここで改めて説明を申し上げます。
地方自治法第292条第２項において、普通地方公共団体が特定の事業を行う場合、その他特定の歳入をもって歳出に充て一般の歳入歳出と区分して経理する必要がある場合において、条例でこれを設置することができるというのが自治法の規定でございます。
それに基づきまして、もとす広域連合特別会計条例の第１条では、事業の円滑な運営とその経理の特性を図るため、老人福祉施設特別会計を設けておるということでございます。
また、介護保険特別会計につきましては、介護保険法第３条第２項の規定において、介護保険に関する収入及び支出について、政令で定めるところにより、特別会計を設けなければならないと規定されておりますことを

加えさせていただきます。
以上です。
○議長（若園五朗君）　関谷守彦君。
○９番（関谷守彦君）　今の介護保険のほうは別としまして、老人福祉施設特別会計についてご答弁がちょっと抽象的だったような気がするので、具体的に、じゃ、何を求め、何のためにこれを独立させているのか。端的に言って例えばそのところだけでいうと、独立採算でやるべきではないかという観点の下にこういうふうになっているのか、また、別個のところに考えてみえるのか。そこら辺をちょっと明らかにしていただきたいと思います。
○議長（若園五朗君）　五井事務局長。
○事務局長（五井淳人君）　特定の事業という中においてですけれども、現在、大和園の運営につきましては、老人措置費の関係での養護施設のほか、介護保険サービスの事業全般を行っております。介護保険サービス事業につきましては、先ほどの介護保険特別会計と同様に行うべきものは特別会計を設置すべきという流れになっております。
その中で、私どもとしては大和園として予算全貌を見させていただいたとき、１つの体系で編成することが望ましいとの判断を持って条例で特別会計を定め、また、それぞれの事業の款、項、目、勘定でしっかり区分するようなことで整理し、事業を執行しているということで説明をさせていただきました。
以上です。
○議長（若園五朗君）　関谷守彦君。
○９番（関谷守彦君）　今のご答弁の中で、若干大和園の特徴についてご説明があったと思いますけれども、そのことはまたちょっと後で質問させていただくとしまして、まず老人福祉施設特別会計において、基本的にはそこで独立採算的な形で進めていくべきではないかということで、１つの特別会計を設置していると。それで、運用についても一緒にやると。２つの部分はあるけれども、一緒にやったほうが運用しやすいからというご説明だったと思います。
それは後の論議としまして、ちょっと確認をしたいんですが、先ほどの計画の話もありましたけれども、大型の備品とかそれから施設の大規模改修、あるいは更新、建て替えといった部分についてまで独立採算の対象になっているのか。通常の事業運営が独立採算という形になるのは分かるんですけれども、そういった大規模な施設投資について独立採算を求められているのかどうか、ちょっとそこら辺についても説明をお願いしたいと思います。
○議長（若園五朗君）　川村総務課長。
○総務課長（川村忠彦君）　それでは、お答えをいたします。
確認できる範囲においてではございますけれども、施設改修や設備修繕

を組織市町の負担により実施したものはございません。ただし、施設建設、こちらに係る費用につきましては、平成４年度の特別養護老人ホームの建設に係る起債償還金は平成24年度まで、平成11年度の養護老人ホーム建設に係る起債償還金は令和元年度まで、それぞれ償還が終了するまでの間、償還金相当額を組織市町に負担していただいておりました。

以上でございます。

○議長（若園五朗君）　関谷守彦君。

○９番（関谷守彦君）　ありがとうございます。

要は建物を建てる場合については、その部分については各市町が歳出の負担をしていく。そんなようなお話だったと思います。

では、ちょっと次の課題にいきたいと思うんですけれども、大和園では最初に説明があったように、老人福祉法第11条に基づく措置入所として実施する養護老人ホーム、この部分があるということ。そして、介護保険法に基づくそのほかの事業の、この２つに取り組んでおられると思います。そして、介護保険法に基づく事業においては、事業収入によって必要経費が賄われる。そんなような仕組みになっているのではないかと思います。

それに対し養護老人ホーム、一番問題になるところでありますけれども、そこについて、そもそも法令的にも独立採算という考え方、これが適用されているのかどうか、ここ、ちょっと疑問を感じるところでありますので、その部分についてご説明をお願いいたします。

○議長（若園五朗君）　大塚大和園長。

○老人福祉施設大和園長（大塚　修君）　お答えいたします。

介護保険サービスにつきましては、大和園と利用者及び家族との契約によりサービスの利用を決定するため、大和園の努力と利用者の需要により利用を高めることはできるものと考えます。

一方で、養護老人ホームの措置入所は市町村の判断に基づいて行われるものであり、市町村からの措置を待つこととはなりますが、組織市町においては措置する先として大和園が必要な施設であるとの認識で、大和園へ措置できる方につきましては、全て大和園へ入所していただいている現状でございます。

また、大和園としましても措置費の低減が見込まれるよう、特定施設入所者生活介護事業の導入や契約入所などで、施設が有効に活用できるよう努めているところでございます。

養護老人ホームの措置者数は年々減少しており、収益構造上もともと独立採算は難しいものであり、介護サービス事業と合わせて大和園全体として運営しているものでございます。

以上でございます。

○議長（若園五朗君）　関谷守彦君。

○９番（関谷守彦君）　ありがとうございます。

老人福祉法に基づく養護老人ホームについては、今のご答弁からちょっ

と考えますと、養護老人ホームについては介護保険事業に基づく事業と一緒にして会計処理を行うというのは、やっぱり根本的な問題点があるのではないか。そんなふうなことを思うわけであります。

そして、今回の新年度の予算においても、これまで介護保険特別会計で実施されていた地域支援事業、これが、本巣市で実施される重層的支援体制整備事業という部分が、介護保険から一般会計へ移すといったような提案も今回されているところであります。

そして、全員協議会の場でも委員長報告があったかと思いますけれども、９日に開催された総務介護常任委員会において、なぜ重層的支援体制整備事業が一般会計に移されたのか、そういったことについて説明がされました。これまでの支援事業は介護保険法に基づいて実施されていると。それに対し今度、新しくできるのは重層的支援事業、これは介護保険法ではなく改正社会福祉法、これを根拠にして実施されるものであると。

そのため、この会計処理をどうするかということについて県とも相談をしたけれども、やはり根拠法が違うのではないか、そういったことから一般会計に移すという、そういった説明があったと思います。そういった意味で考えるならば、大和園において法令的に根拠が違う２つの事業、これは明確に分離する必要があるのではないか。

そして、大和園、養護老人ホームについては、各市町にとっては最後のとりでということが最後に言われる言葉であります。そういったことを考えると、そして、一方、大和園における介護に関する部分については、相当利用率も高いというふうに私は資料から見させていただいておりますけれども、そういった意味ではコロナで大変な目に遭ったけれども、それ以降回復をしてきていると。

ところが養護老人ホームについては、そもそもそういうふうな形では進んでいかない、そういった現状があるというふうな説明があったと思います。そういうふうに考えるのであれば、養護老人ホームに関する収支、それと介護保険に基づくほかの事業を、これを一緒にしてしまって別会計の枠に押し込める。そして、そこで全体として独立採算を求めるということには、そもそも無理があるのではないか。こう考えざるを得ないと私は思います。

そこで、幾つか考え方はあるとは思いますけれども、例えばもし特別会計の枠の中でやるとしても、養護老人ホーム事業とその他の事業をしっかり明確に収支も含めて別個にしていく。養護老人ホームの不足するものはどうするのか。そこは明確に検討する必要があるのではないか。

あるいは、もっと分かりやすいのが養護老人ホームに関する部分についてだけ一般会計に移してしまう。あるいは全体そのものを廃止して一般会計に入れてしまう。それも１つの考え方、いろいろ出てくると思います。私はもちろん素人ですので、そこら辺、何がいいのかというのは判断できませんけれども、そういったことを考えることは、こういった経理処理に

ついて今後検討する余地はあるのかどうか。その点についてお答え願いたいと思います。

○議長（若園五朗君）　大塚大和園長。

○老人福祉施設大和園長（大塚　修君）　続いて答弁させていただきます。

老人福祉施設特別会計においては、歳入歳出それぞれの科目で区分し、各事業を執行しており、予算、決算上もご確認いただけるものとなっておりますので、現在の老人福祉施設特別会計の形で支障はないと考えております。

なお、特別会計の枠の中で養護老人ホーム事業とその他の事業を切り分ける、養護老人ホームの関する部分を一般会計に組み込むことにつきましては、養護老人ホームの運営における必要な財源が確保できれば、いずれも可能であると考えます。

以上でございます。

○議長（若園五朗君）　関谷守彦君。

○９番（関谷守彦君）　今のご答弁は現状でも分かるから大丈夫だというお話かとは思いますけれども、でも、現状はそこの赤字をどうするかということは結局、じゃ、介護保険の事業の部分で賄っていくのかどうか。これはやっぱり筋が違うのではないかと私は思わざるを得ない。

それも含めて当然すぐに結論が出るような話でもありませんので、様々な観点からぜひご検討していただく。民営化という、民間委託というご提案もありましたけれども、それも含めた形でもやっぱり根本は養護老人ホーム、これをどうするかというところが一番ポイントだと思います。

そこを抜きにして全部一緒くたにして考えるのはどうか。それから施設の更新についてどう考えるのか、そういったこともぜひ今後の中ではご検討をお願いしたいと思いまして、私のほうからはこの一般質問を終了させていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（若園五朗君）　９番、関谷守彦君の一般質問を終わります。

――――――――――――――――――――――――――― ◇ ―――――――――――――――――――――――――――

◇翠　　昭　博　君

○議長（若園五朗君）　続いて、７番、翠　昭博君の発言を許可いたします。

翠君。

○７番（翠　昭博君）　議席番号７番、翠　昭博でございます。よろしくお願いします。

私からは、２人の先生方が聞かれています老人福祉施設大和園についてということで、第６期もとす広域連合広域計画の中にあります今後の方向の中で、老朽化した施設の改修や大型備品の更新を計画的に行うとありますが、具体的な計画はいかにということで質問をさせてもらいます。

本日、私、３人目になるわけですけれども、大和園が中心でここに議論

をするということは、非常に中心的な課題ではないかなと私は思っております。いろんな先生のお考えがあって、また、広域連合としてしっかりと中心に据えて進めていただければなというふうに思っております。

何事も議論を深め、そして、どうしたら進むのかということで私は思っておりますので、今日の質問の前に少し歴史を振り返りながら、しっかりと大和園の置かれている立場、この地域でなぜ大和園が必要なのかを少し説明して質問に入りたいと思います。

大和園は、この地域で生まれてもう72年が過ぎました。これまで地域の課題に取り組み、老人福祉施設として公営による役割を果たしております。これからもその役割をこの地域において十分に果たすために、質問させていただきます。

大和園では、1992年に建築された特別養護老人ホームの空調設備入替工事など、これまでその他多くの施設で計画的に設備の更新が実施され、2019年には特別養護老人ホームの給湯ボイラー取替工事などが進められております。鍔本議員からもありましたけれども、2020年のコロナ感染防止対策で施設の利用などの人数が大幅に制限された中で、赤字になったということも聞いておりますけれども、それ以降、施設ごとの修繕、更新などの計画が全く進んでいないと私は思っていますけれども、そこで質問です。

老朽化した施設の改修や大規模備品の更新について、その具体的な計画がコロナ以降順調に計画どおり進んでいるのか。公共施設個別計画に基づいて説明を求めます。

○議長（若園五朗君）　大塚大和園長。

○老人福祉施設大和園長（大塚　修君）　翠議員の質問にお答えいたします。

大和園の建物は、大きく３つに分けて養護棟、特養棟及び和棟から構成されます。老朽化した設備の改修や大型備品の更新につきましては、公共施設個別計画に基づいて実施するところでありますが、それぞれの建物ごとに未実施の設備改修や備品更新などがありますので、その概要についてご説明申し上げます。

まず、養護棟につきましては、平成11年度に建築し26年が経過しています。必要な備品の改修や更新につきましては、空調設備入替工事、幹線・動力設備、電力設備の更新、給湯タンクの更新、屋上、外壁、建具、内部、受変電・発電設備、自動制御、衛生配管、昇降機などの改修がございます。

次に、特養棟につきましては、平成４年度に建築し34年が経過しています。また、平成15年度にはきく棟の増築、平成18年度にはさくら棟の増築を実施しております。必要な設備の改修や更新につきましては、椅子浴装置取替工事、トイレ改修工事、屋上、内部、受変電設備、中央監視、自動制御、衛生配管などの更新があります。

最後に、和棟につきましては、平成16年度に建築し22年が経過してい

ます。必要な設備の改修や更新につきましては、屋上防水工事、空調設備入替工事、電力設備、通信情報設備、給湯ポンプの更新があります。

以上のように多くの事業が見込まれる中、財源の確保に苦慮するところであり、現状としましては、保守点検により不具合となり得る部分のメンテナンスや実際の不具合の発生に応じ、その都度、修繕など対応しているところでございます。

今後の設備改修や更新の計画につきましては、今年度、大和園活用推進プロジェクトチーム会議におきましても議題に上げております。現時点におきましては、財源再建に向け施策を検討し黒字化を目指しながら、備品の耐用年数調査や保守点検結果、昨年末の特定建築物定期調査結果などから異常の有無や兆候を把握し、財政状況に応じ優先順位に基づく設備改修や更新、修繕を計画的に対応してまいります。

以上でございます。

○議長（若園五朗君）　翠君、発言をどうぞ。

○７番（翠　昭博君）　ありがとうございます。

ありがとうございました。公設、公益の施設として、ただいま回答していただいた３つの棟で今後、幾つかの設備の改修や備品の更新があるということがよく分かりました。

そこで、私はもとす広域連合のホームページにある施設ごとの修繕更新の計画を調べてみました。コロナ以降2020年から2024年、５年間に予定されていた主な工事と設備の更新では、４つの工事と３つの設備の更新ができておらず、その総額は、想定額ではございますけれども、１億7,300万円でありました。これまで計画的に進めてこられたことがコロナでストップしたままであります。

今後ともその役割を果たすために、安定した施設経営を行う必要があり、広域的にサービスを行っている中で、民間で断られた方を受け入れたり、夜中に徘回した人を受け入れたりなど、行政としてやらなければならない仕事を大和園は365日、24時間確実に仕事をされておるということ、私も現場を視察しながら感じました。本来であれば、より具体的な事業の概要とか特徴について、大和園長からお話を聞きたいところではありますけれども、通告しておりませんので、私としてはここまでに収めさせていただきます。

結びとして、行政として介護量の地域格差を解消するために、さらなる大和園の充実が求められていると私は思います。もとす広域連合として唯一の公益、公営の施設である大和園を安定した施設経営を行う必要から、これまで計画どおり行ってこられなかった工事と施設の更新などは、早期に対応していただくことを改めてお願いし、私からの一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（若園五朗君）　７番、翠　昭博君の一般質問を終わります。

◇

◎議案第１号の上程、委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（若園五朗君）　日程第４、議案第１号　もとす広域連合第６期広域計画についてを議題といたします。

議案第１号については、総務介護常任委員会、療育医療衛生常任委員会及び老人福祉常任委員会の協議結果の報告を踏まえ、質疑、討論、採決を行います。

それでは、初めに総務介護常任委員会副委員長より協議結果報告を求めます。

翠君、お願いします。

○総務介護常任副委員長（翠　昭博君）　それでは、総務介護常任委員会副委員長の翠　昭博でございます。報告をさせていただきます。

議案第１号。

ただいま議題となりました議案第１号　もとす広域連合第６期広域計画についてにつきまして、総務介護常任委員会において協議結果を会議規則第41条の規定に準じて報告します。

総務介護常任委員会は、２月９日午前９時より、本巣市役所旧真正分庁舎第１委員会室において開催しました。委員５名全員と若園議長が出席したほか、議案説明のため、藤原連合長、事務局長、総務課長、介護保険課長、会計管理者、その他担当職員の出席を求め、議案ごとに補足説明を受けた後、質疑、討論、採決または協議を行いました。

議案第１号につきましては、執行部より、議案書に基づき、もとす広域連合第６期広域計画の詳細について補足説明を受けました。

質疑に入り、各委員より様々な質疑が出され、答弁及び議論を交わしました。

特に報告すべきものとして、委員から介護保険事業について、認知症に関する施策はとの質疑に対し、認知症については、認知症基本法に沿って施策を整備することになるが、広域連合は介護保険事業計画、組織市町は地域福祉計画や老人福祉計画において必要なものを取り込むこととし、組織市町と密接に協議し対応していく必要がある。既に組織市町では、認知症に関する様々な取組がなされているため、広域連合としてもその取組に協力していくとの答弁がありました。

続きまして、今回の広域計画の中で介護保険事業としての新たな取組は、認知症の問題を含め地域共生社会についてと人材育成についての２点で合っているのかとの質問に対し、前回の広域計画と比べると、認知症に関する部分については大きく取り上げているところである。また、介護人材の育成について以前から取り上げられているが、今後も引き続き介護保険事業所と協議しながら進めていく。この２点については、第10期介護保険事業計画でもどのように取り組んでいくのか、協議しながら策定していく

ことになるとの答弁がありました。

続きまして、介護保険料の徴収について、滞納者の状況を一歩踏み込んでつかんでいくことも大切だと考えるが、そのことについて考えている施策があれば教えてほしいとの質疑に対し、徴収については組織市町と必要な情報を共有し、協議したことを反映させている。今後もなるべく寄り添った対応ができるよう取り組んでいくとの答弁がありました。

続きまして、介護認定基準の平準化を図るために、広域連合としてどのような体制で進めていくのかとの質疑に対し、現在も組織市町で大きな差が出ることのないよう、組織市町の介護認定調査員に集まってもらい研修等を行うとともに、介護認定審査会の傍聴をしてもらい、どういったことが議論されているのかを把握してもらったりしている。今後も、さらなる平準化が図られるよう取組を深化させていくとの答弁がありました。

続きまして、分収林の施策について、今後の分収林の在り方や将来の方向性について検討しますと記載があるが、どのように検討していくのかとの質疑に対し、現状としては森林組合に協力していただきながら森林の維持管理をしていき、地権者とも随時相談しながら今後の方向性を検討していくとの答弁がありました。

続きまして、ゼロカーボン等の取組に配慮して、分収林の維持管理をしているのかとの質疑に対し、分収林の当初の目的が収益を上げることであり、森林環境問題について分収林とは切り離して考えている。当然関係する費用が生じれば、組織市町に負担をしてもらわないといけなくなるため、いかに費用をかけないで維持管理していくかを検討して進めていくとの回答がありました。

なお、その後の質疑につきましては、特に報告すべきことはありませんでした。

以上、総務介護常任委員会の報告を終わります。

○議長（若園五朗君）　次に、療育医療衛生常任委員長より協議結果報告を求めます。

療育医療衛生常任委員長、馬渕ひろし君。

○療育医療衛生常任委員長（馬渕ひろし君）　ただいま議題となりました議案第１号　もとす広域連合第６期広域計画についてにつきまして、療育医療衛生常任委員会における協議結果を会議規則第41条の規定に準じて報告します。

療育医療衛生常任委員会は、２月５日午前10時より、本巣市役所旧真正分庁舎第１委員会室において開催いたしました。委員５名全員の出席と若園議長が出席したほか、議案説明のため、戸部副連合長、事務局長、総務課長、療育医療施設長、衛生施設長、その他担当職員の出席を求め、当委員会における協議事項について、補足説明を受けた後、慎重に協議を行いました。

議案第１号につきましては、執行部より、議案書に基づき、もとす広域

連合第６期広域計画の詳細について補足説明を受けました。

質疑に入り、各委員より様々な質疑が出され、答弁及び議論を交わしました。

特に報告すべきものとして、委員から衛生施設整備基金について、毎年度2,600万円程度積み立てていくと決められた理由はとの質疑に対し、平成30年度に策定した衛生施設長寿命化総合計画において、施設を更新した場合の概算事業費が46億2,000万円であり、これを国からの交付金と地方債を除いた一般財源分は４億円程度と試算した。それを、長寿命化を図る年数で積み立てるには、毎年度2,600万円ずつ積み立てる必要があると考え、現在まで積んでいる状況であるとの答弁がありました。

続きまして、休日急患診療所について、昭和53年の建設から47年が経過しており、非常に劣化していると感じているが、このまま修繕しながら使用し続ける方向か。もしくは新たな場所を探すという考えはあるかとの質疑に対し、経年劣化によって使いづらくなっている部分はあるが、医療行為の提供に今のところ支障がないため、メンテナンス等を適切に行い、経過を見ながら維持していくとの答弁がありました。

続きまして、療育センターについて、地域障害児支援体制中核拠点の登録がなされたり、ペアレント・トレーニングを行うなど、公共施設として専門的に取り組んでいくということだが、そのために具体的に行っていくことはあるかとの質疑に対し、地域障害児支援体制中核拠点である中核機能強化事業所は、幾つかの要件を満たす必要があるため、療育センターとしては広域計画記載の４つの要件を継続的に行っていく。また、理学療法士や作業療法士などの資格保有者については、岐阜県の専門資格協会や近隣の関係施設にオファーするなどし、提供体制を確立していくとの答弁がありました。

続きまして、休日急患診療所について、若い世代への周知もＳＮＳでしていくということだが、具体的な内容はとの質疑に対し、療育センターが保有する携帯電話を活用し、ソーシャルメディアにより開所日や当番医等の情報発信等、我々ができ得ることを考えていくとの答弁がありました。

続きまして、休日急患診療所について、広域連合の立ち位置としては広く住民に周知することが一番よいと考えるが、患者数が減っているから予算も減っているという説明をよくされる中において、広域連合としてはもう少し患者数が増えたほうがいいのか、減っていってもいいのか、どう考えているのかとの質疑に対し、休日急患診療所を広域連合としていつまで継続していくかという議論が必要だとは考えている。以前、医療機関が少ない時代では、休日に行くところがないという中で、休日急患診療所を開設したという経緯がある。現在は、休日に開設している医療機関は幾つかあるため、今後費用をかけて維持し、サービスを継続していくのかという議論が必要である。患者数が減ってくれば役目は果たしたということで、患者数を増やすことは少し違うという認識であるとの答弁がありました。

続きまして、衛生施設の脱水汚泥について、西濃環境整備組合にも搬出することの理由はとの質疑に対し、脱水汚泥は一般廃棄物であり、一般廃棄物処理は自治体の責務であるが、現在、全量民間に任せていることから、本来の姿に変えていくものであるとの答弁がありました。

続きまして、西濃環境整備組合に搬出することによって、予算的に何か変わることがあるのかとの質疑に対し、民間の場合は運搬と処分の費用となることに対し、西濃環境整備組合の場合は処分費用が市町の負担となり、運搬費用のみとなる。第６期広域計画でそれぞれの総額を比較検討し、広域連合にとって有益になるように進めていくとの答弁がありました。

続きまして、幼児療育センターという名称に親しみがあまり感じられないため、今までの計画の中で何か愛称をつけるといった話が出たことはあるのかとの質疑に対し、現在の場所に移転する際に、療育センターの中だけで話が上がったことがあり、分かりやすい名称という意味で、幼児療育センターという名称にしたという経緯がある。今後、利用者目線で考えることも含め、名称の変更についても愛称も含めて検討していくとの答弁がありました。

なお、その後の質疑におきましては、特に報告すべきものはございません。

以上で、療育医療衛生常任委員会の委員長報告を終わります。

○議長（若園五朗君）　次に、老人福祉常任委員長より協議結果の報告を求めます。

老人福祉常任委員長、棚橋敏明君。

○老人福祉常任委員長（棚橋敏明君）　議席番号11番、棚橋敏明でございます。

ただいま議題となりました議案第１号　もとす広域連合第６期広域計画についてにつきまして、老人福祉常任委員会における協議結果を会議規則第41条の規定に準じて報告いたします。

老人福祉常任委員会は、２月６日午前９時より、本巣市役所旧真正分庁舎第１委員会室において開催いたしました。若園議長を含む委員５名全員が出席したほか、議案説明のため、森副連合長、事務局長、総務課長、老人福祉施設大和園長、そのほか担当職員の出席を求め、議案ごとに補足説明を受けた後、質疑、討論、採決または協議を行いました。

議案第１号につきましては、執行部より、議案書に基づき、もとす広域連合第６期広域計画の詳細について補足説明を受けました。

質疑に入り、各委員より様々な質疑が出され、答弁及び議論を交わしました。

特に報告すべきものとして、委員から養護老人ホームの入居の人数が60名と定められているが、これを半分にすることはルール上可能であるかとの質疑に対し、今年度、特定施設入居者生活介護を開始しており、その際に、養護老人ホームに関しては30名、特定施設入居者生活介護に関

しては30名ということで、配置を変えているとの答弁がありました。

続きまして、養護老人ホームの定員を60名から30名に変えることで、確保する部屋の数及び職員の数の制限が軽くなると考えるが、変えることはできるのかとの質疑に対し、養護老人ホームの入居者の制限については、介護を要する方が増えてきた場合、特定施設入居者生活介護を増やして、養護老人ホームを減床することも可能であるが、あくまでも60床の中での調整という形になるとの答弁がありました。

続きまして、連合管内の介護サービス格差について、どのように考えているかとの質疑に対し、北部地域の介護サービスの供給量が減少している。特に、配食サービスや訪問介護が不足しているという状況を把握しているため、介護支援専門員を通じ各事業所に働きかけ、北部地域に行っていただくよう調整に努めているとの答弁がありました。

続きまして、施設改修や大型備品の更新について、補助金を含めて財源を確保して整備を進めているのかとの質疑に対し、補助金については修繕が必要になった際、県に問合せを行うなどして確認しているとの答弁がありました。

続きまして、在宅での老老介護が表に出ている以上にある。本巣市には介護者慰労金という制度があるが、組織市町の状況はとの質疑に対し、本巣市では、介護者慰労金として月に8,000円ほど介護慰労として支給がある。把握している限りでは瑞穂市、北方町にも介護慰労はあるが、同じ形ではないとの答弁がありました。

続きまして、もとす広域連合管内介護老人福祉施設の表があるが、全ての施設が満床であるのかとの質疑に対し、おおむねの特別養護老人ホームについては90％以上の稼働率という入居の状況であるが、全て満床ではないとの答弁がございました。

なお、その後の質疑につきましては、特に報告すべきものはありませんでした。

以上で、老人福祉常任委員会の委員長報告を終了いたします。

○議長（若園五朗君）　議案第１号について、協議結果報告に対する質疑を行います。

質疑に当たりまして、初めにどの委員長報告等に関する質疑であるかを述べていただき、質問してください。

では、質疑に入ります。

棚橋議員。

○１１番（棚橋敏明君）　療育医療衛生常任委員会、こちらのほうの委員長報告について尋ねます。

ページ数で申しますと５ページになります。この部分でございます。上から５行目ですかね。続きまして、衛生施設の脱水汚泥について、西濃環境整備組合にも搬出することの理由はの、この「にも」というところでございますが、今までのところに増やして西濃環境整備組合にということに

なろうかなと思うんですが、今までのところはそのまま継続していかれるのかどうかお答えいただきたいと思います。

○議長（若園五朗君）　馬渕療育医療衛生常任委員長。

○療育医療衛生常任委員長（馬渕ひろし君）　棚橋議員の質問にお答えをいたします。

委員会のほうで執行部のほうから説明をいただいた内容におきましては、今は民間で全部処理をしていただいているということでありまして、広域計画を検討する中で、西濃環境整備組合で本来処理すべきものであるから、検討をしながら民間を継続しつつ、西濃環境整備組合での処理というのを考えてやっていきたいというような答弁がありました。５ページの下のほうにありますが、第６期広域計画でそれぞれの総額を比較検討し、広域連合にとって有益となるよう進めていくというような話合いがあったところでございます。

以上です。

○１１番（棚橋敏明君）　ありがとうございました。大丈夫です。

○議長（若園五朗君）　ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（若園五朗君）　これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

まず、反対者の討論を許します。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（若園五朗君）　討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決を行います。

議案第１号を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（若園五朗君）　着席願います。

起立全員です。

よって、議案第１号　もとす広域連合第６期広域計画については可決されました。

◇

◎議案第２号の上程、委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（若園五朗君）　次に、日程第５、議案第２号　解約金の額を定めることについてを議題といたします。

議案第２号については、総務介護常任委員会に審査を付託してありましたので、副委員長より審査の経過及び結果報告を求めます。

総務介護常任委員会副委員長、翠　昭博君。

○総務介護常任副委員長（翠　昭博君）　それでは、議案第２号　解約金の額を定めることについてについて、総務介護常任委員会における審査の経過及び結果を会議規則第41条の規定により報告します。

議案第２号につきましては、執行部より、議案書に基づき補足説明を受けました。

質疑に入り、各委員より様々な質疑が出され、答弁及び議論を交わしました。

特に報告すべきものとして、委員から関係する契約書の中では、解約金という言葉は使われているのかとの質疑に対し、契約書の中では違約損害金となっている。また、契約業者から契約解除についての書類の提出があり、その書類には中途解約によるものと記述があり、そのことも含め、広域連合として解約金という言葉に表現を統一したとの答弁がありました。

続きまして、今後、同様の内容が生じた際には、今回と同じように解約金という言葉を使用するということで整理されるのかとの質疑に対し、議案の名称については今回様々な自治体の例を調査する中で、決まった文言があるわけではないことが分かった。地方自治法第96条第１項第13号の規定については、議案を提出する際における根拠で、訂正する解約金の額という名称であっても異なるものではなく、民法上の整理をした上で議案を訂正したものである。今後、同様の内容が生じた際には、今回を先例として整理していく必要があると考えるが、その際の議会運営委員会にお諮りする中で、意見があれば広域連合として柔軟に整理をしていきたいとの答弁がありました。

続きまして、今回のリース契約における現行機器との契約を踏まえて、業者との交渉した経緯はあったのかとの質疑に対し、違約損害金がどのような計算になるかについて、業者から提出された書面をもらっている。交渉というのは見受けられなく、解約金の額は契約書どおり月数で割って計算されたものとなっているとの答弁がありました。

その後、質疑及び討論について特に報告すべきものはなく、採決の結果、全員一致で可決すべきと決定しました。

以上、総務介護常任委員会の報告を終わります。

○議長（若園五朗君）　議案第２号について、ただいまの副委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（若園五朗君）　質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

まず、反対者の討論を許します。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（若園五朗君）　討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決を行います。

議案第２号に対する委員長報告は可決です。

議案第２号を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（若園五朗君）　着席願います。

起立全員です。

よって、議案第２号　解約金の額を定めることについては可決されました。

―――――――――――――――――――― ◇ ――――――――――――――――――――

◎議案第３号の上程、委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（若園五朗君）　次に、日程第６、議案第３号　もとす広域連合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

議案第３号については、総務介護常任委員会に審査を付託してありますので、副委員長より審査の経過及び結果の報告を求めます。

総務介護常任委員会副委員長、翠　昭博君。

○総務介護常任副委員長（翠　昭博君）　それでは、議案第３号　もとす広域連合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてについて、総務介護常任委員会における審査の経過及び結果を会議規則第41条の規定により報告します。

議案第３号につきましては、執行部より、議案書に基づき、補足説明を受けました。

質疑に入り、各委員より様々な質疑が出され、答弁及び議論を交わしました。

特に報告すべきものとして、委員から今回、正職員の通勤手当に関する改正だが、会計年度任用職員についてはどういった対応になるのかとの質疑に対し、会計年度任用職員における関係例規において、正職員の例によると規定されているので、会計年度任用職員も適用されることになるとの答弁がありました。

続きまして、第15条の通勤手当の改正について、現行では使用距離が片道60キロメートル以上である職員の金額を上限に定めてあったものを、委任された規則において100キロメートル以上までと区分を変更したという理解で合っているのかとの質疑に対し、現行では60キロメートル以上の金額を定めてあるものを、令和８年４月１日以降は関係規則に委任し、60キロから100キロまでを５キロ刻みで段階的に金額を定め追加し、100キロメートルの金額を上限で設定するものとの答弁がありました。

続きまして、１か月当たり5,000円を上限とする駐車場等の利用に対す

る通勤手当の新設について、具体的な内容を説明してほしいとの質疑に対し、自宅から職場までの通勤途中にある駐車場に係る負担となる。例えば、自宅を出て駅の近くで駐車場を借りていて、そこから公共交通機関を利用して通勤をすることなどが想定される。また、車で通勤するが、職場には駐車場がないときに、民間の駐車場を借りないといけない場合も含まれるとの答弁がありました。

続きまして、通勤手当の金額に係る計算の根拠はとの質疑に対し、通勤手当の金額については国に準じており、国において金額を設定する際にいろいろな検討をされていると思うが、その計算根拠までは把握していないとの答弁がありました。

続きまして、通勤手当は月額で、月において一定の勤務日数以下だと手当の額が変わってくるという理解で合っているのかとの質疑に対し、通勤手当は月額で支給されるもので、月に１日も勤務しなかった場合は支給しないという取扱いとされているので、全ての金額を支給するか、支給しないかのどちらかであり、日割りの計算はしないとの答弁がありました。

その後、質疑及び討論について特に報告すべきものはなく、採決の結果、全会一致で可決すべきものと決定されました。

以上で、総務介護常任委員会の報告を終わります。

○議長（若園五朗君）　議案第３号について、ただいまの副委員長の報告に対する質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（若園五朗君）　質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

まず、反対者の討論を許します。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（若園五朗君）　討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決を行います。

議案第３号に対する委員長報告は可決です。

議案第３号を委員長報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（若園五朗君）　着席願います。

起立全員です。

よって、議案第３号　もとす広域連合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例については可決されました。

―――――――――――――――――――― ◇ ――――――――――――――――――――

◎議案第４号の上程、委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（若園五朗君）　次に、日程第７、議案第４号　令和７年度もとす広域連合一般会計補正予算（第４号）を議題といたします。

議案第４号については、総務介護常任委員会及び療育医療衛生常任委員会の協議結果の報告を踏まえ、質疑、討論、採決を行います。

初めに、総務介護常任委員会の協議結果の報告を求めます。

総務介護常任委員会副委員長、翠　昭博君。

○総務介護常任副委員長（翠　昭博君）　ただいま議題となりました議案第４号　令和７年度もとす広域連合一般会計補正予算（第４号）について、総務介護常任委員会における協議結果を会議規則第41条の規定に準じて報告します。

議案第４号につきましては、執行部より、補正予算書及び補正予算案の概要により、一般会計補正予算の詳細について補足説明を受けました。

なお、その後の質疑につきましては、特に報告すべきものはありませんでした。

以上で、総務介護常任委員会の報告を終わります。

○議長（若園五朗君）　次に、療育医療衛生常任委員長より協議結果報告を求めます。

療育医療衛生常任委員長、馬渕ひろし君。

○療育医療衛生常任委員長（馬渕ひろし君）　ただいま議題となりました議案第４号　令和７年度もとす広域連合一般会計補正予算（第４号）について、療育医療衛生常任委員会における協議結果を会議規則第41条の規定に準じて報告します。

議案第４号につきましては、執行部より、補正予算書及び補正予算案の概要により、一般会計補正予算の詳細について補足説明を受けました。

質疑に入り、各委員より様々な質疑が出され、答弁及び議論を交わしました。

特に報告すべきものとして、委員から３款民生費、２項１目養護訓練運営費、会計年度任用職員未採用に伴う報酬の減について具体的な内容はとの質疑に対し、療育センターの指導員（会計年度任用職員）について、11月からの採用だったため、４月から10月分までの未執行分を不用額として減額したものとの答弁がありました。

なお、その後の質疑につきましては、特に報告すべきものはありませんでした。

以上で、療育医療衛生常任委員会の委員長報告を終わります。

○議長（若園五朗君）　議案第４号について、各委員長からの協議結果報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（若園五朗君）　質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

まず、反対者の討論を許します。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（若園五朗君）　討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決を行います。

議案第４号を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（若園五朗君）　着席願います。

起立全員です。

よって、議案第４号　令和７年度もとす広域連合一般会計補正予算（第７号）は可決されました。

〔発言する人あり〕

○議長（若園五朗君）　あ、ごめんなさい。第７号と言いましたが、（第４号）でございます。訂正します。

―――――――――――――――――――― ◇ ――――――――――――――――――――

◎議案第５号の上程、委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（若園五朗君）　次に、日程第８、議案第５号　令和７年度もとす広域連合介護保険特別会計補正予算（第３号）を議題といたします。

議案第５号については、総務介護常任委員会に審査を付託してありましたので、副委員長より審査の経過及び結果の報告を求めます。

総務介護常任委員会副委員長、翠　昭博君。

○総務介護常任副委員長（翠　昭博君）　ただいま議題となりました議案第５号　令和７年度もとす広域連合介護保険特別会計補正予算（第３号）について、総務介護常任委員会における審査の経過と結果を会議規則第41条の規定により報告します。

議案第５号につきましては、執行部より、補正予算書及び補正予算案の概要により、介護保険特別会計補正予算の詳細について補足説明を受けました。

質疑に入り、各委員より様々な質疑が出され、答弁及び議論を交わしました。

特に報告すべきものとして、委員から議案第４号の繰越明許費の内容はとの質疑に対し、介護保険・認定審査会システム機器更新作業業務の中における障害審査会分であり、パソコンを更新するものだが、介護保険課のほうで業務を行っている。議案第５号の繰越明許費とも関連するため、併せて説明をしたとの答弁がありました。

続きまして、新しい地方経済・生活環境創生交付金に対する支出は今回計上されているのかとの質疑に対し、介護認定調査に関するシステムの更新についてのものだが、前回はデジタル田園都市交付金という名称だったものが、今回の名称に変更になったもの。当初予算時から導入を検討しており、ＤＸ化を目指し進めていたが、このたび当該交付金の採択がなされ、金額が確定したので、今回計上したとの答弁がありました。

続きまして、介護保険事業計画委託業務についての内容は。契約業者の選定方法はとの質疑に対し、介護保険課において３年に一度、介護保険事業計画を策定するという業務があり、令和７年度から第10期の介護保険事業計画の策定に当たり取り組んでいるところである。第10期は令和９年度から令和11年度の３か年となっているため、令和７年度と令和８年度で策定を行い、令和９年度からスタートするものである。契約業者について、当該業務を手がけている業者が幾つかある中で、組織市町の指名業者の中からプロポーザルについて、金額及び内容等に点数をつけ評価を行い、選定を行った。現在、策定に向けて一緒に取り組んでいるところであるとの答弁がありました。

続きまして、繰越明許費に関する業務において、もともと今年度に行う予定だったものを令和８年度に繰り越す理由はとの質疑に対し、全国的に標準化への移行が行われているところであるが、令和７年度内で終了する予定であったものが、一般財団法人岐阜県市町村行政情報センターより、来年度に同業務を延伸させてほしいという申出があったため、令和８年度に標準化への移行をすることになった。広域連合には組織市町からの負担金で賄われている財源がある。今年度は執行しないので、繰越明許で次年度に繰り越すということで、今回予算措置をさせてもらったとの答弁がありました。

続きまして、介護保険事業計画委託業務の委託業者名は。また、第９期策定時と同じ業者かとの質問に対し、株式会社サーベイリサーチセンターで第９期とは違う業者であるとの答弁がありました。

続きまして、介護保険事業計画委託業務をプロポーザルで選定したとのことだが、広域連合の中でプロポーザルの手続の仕方について規定されているものがあるのかとの質疑に対し、プロポーザルの手続の仕方は実施要領を定め、それらに沿って手続を進めた。しっかり対応してもらっている業者や安価で対応できる業者を評価するなど、総合的に判断したとの答弁がありました。

続きまして、当該プロポーザルの選定するメンバーはとの質疑に対し、広域連合職員及び組織市町の担当課長であるとの答弁がありました。

なお、その後の質疑及び討論については、特に報告すべきものはなく、採決の結果、全員一致で可決すべきものと決定されました。

以上で、総務介護常任委員会の報告を終わります。

○議長（若園五朗君）　議案第５号についての、ただいまの副委員長の報告

に対する質疑を行います。
質疑はございませんか。
〔「なし」と言う人あり〕
○議長（若園五朗君）　質疑なしと認めます。
これで質疑を終わります。
これより討論を行います。
まず、反対者の討論を許します。
討論はありませんか。
〔「なし」と言う人あり〕
○議長（若園五朗君）　討論なしと認めます。
これで討論を終わります。
これより採決を行います。
議案第５号に対する委員長報告は可決です。
議案第５号を委員長報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。
〔賛成者起立〕
○議長（若園五朗君）　着席願います。
起立全員です。
よって、議案第５号　令和７年度もとす広域連合介護保険特別会計補正予算（第３号）は可決されました。
議事の都合により、しばらく休憩します。

休憩　午前１１時０８分

再開　午前１１時１４分

○議長（若園五朗君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

――――――――――――――――――――――― ◇ ―――――――――――――――――――――――

◎議案第６号の上程、委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（若園五朗君）　日程第９、議案第６号　令和７年度もとす広域連合老人福祉施設特別会計補正予算（第３号）を議題といたします。
議案第６号については、老人福祉常任委員会に審査を付託してありましたので、委員長より審査の経過及び結果報告を求めます。
老人福祉常任委員長、棚橋敏明君。
○老人福祉常任委員長（棚橋敏明君）　ただいま議題となりました議案第６号　令和７年度もとす広域連合老人福祉施設特別会計補正予算（第３号）について、老人福祉常任委員会における審査の経過及び結果を会議規則第41条の規定により報告いたします。

議案第６号につきましては、執行部より、補正予算書及び補正予算案の概要により、老人福祉施設特別会計補正予算の詳細について補足説明を受けました。

質疑に入り、各委員より様々な質疑が出され、答弁及び議論を交わしました。

特に報告すべきものとして、委員からサービス事業費について、新規職員の未採用と説明があったが、業務に支障はないのか。問題があるならば、どのように解消する予定なのか。計画に見通しはあるのかとの質疑に対し、看護職員について、人員配置上は要件を満たしている。看護職員については中重度ケアの加算などにつながるため、引き続き募集に努めていくとの答弁がございました。

続きまして、職員の異動や新規職員の未採用などの文言があるが、大和園全体の職員数は何名なのかとの質疑に対し、正職員64名と会計年度任用職員64名の合計128名である。介護職員85名、看護職員10名、調理員11名、栄養士２名、理学療法士１名、機能訓練指導員１名、事務員など18名であるとの答弁がございました。

続きまして、適正な人事配置という観点から、128名の職員数は適切であるかとの質疑に対し、人員の配置については、国の定める人員基準を満たしている。その中で、各部署を確認しながら業務の短縮に努めている。また、会計年度任用職員に関しては時間での契約になっており、必要に応じて勤務時間を調整しているとの答弁がありました。

続きまして、歳入歳出が減少したと報告があったが、その理由が利用者の減少であるならば、その要因は何かとの質問に対し、養護老人ホームに関しては市町からの措置入所者であり、大和園では入所調整ができない。そのため、この件については措置者が減ったとみなしてよいのではないかと考える。また、認知症デイサービスに関しては、介護報酬が割高であるため、利用者が少ない状況である。なお、認知度が足りない部分もあることから、体験利用を増やすなどの啓発活動を行っているとの答弁がございました。

続きまして、入居者から頂いている入居費は、旧本巣郡にある同種の施設と比べると大和園は高いのか、安いのかどちらであるかとの質疑に対し、広域管内での同じ形態の施設においては、従来型（相部屋・従来型個室）施設である大和園は、ほかの施設と比べ料金が安い。旧本巣郡では同従来型施設が１か所あり、その施設は基本的な利用料金の設定は大和園と同じであるが、職員体制上に伴う加算取得状況から安く設定されている。なお、特別養護老人ホームについては、大和園のような従来型とユニット型に分かれ、個室料金設定の差により一月当たり３万円程度の差が生じる。また、デイサービスについては、介護報酬は国で定められているため、同じ形態であれば基本料金に差は生じないが、レクリエーションの材料費や食材料などの実費を付加価値として設定している事業所は、少し割高となるとの

答弁がありました。

続きまして、特定施設入居者生活介護事業の利用見込者数が２名から6.5名に増えた要因は何かとの質疑に対し、従来、措置入所者は外部のデイサービスを利用するなどしていたが、特定施設入居者生活介護事業は、内部で介護サービスを完結させる事業になるので、こちらを選択する方が増えたということであるとの答弁がございました。

続きまして、看護師が10名いるとのことだが、病院の看護師と同じ資格を保有しているのかとの質疑に対し、看護師については、医療業務を行うことができる。喀たん吸引などは認められているので行っている。注射については、医師の指示があれば可能であるとの答弁がありました。

続きまして、過去に視察に行ったとき清掃が行き届いておらず、感染症が懸念された。現在はどうなっているのかとの質疑に対し、清掃の件については、２年前に清掃委託業務を障害者雇用に変えた。清掃が不十分な時期もあったが、現在は職員の意識が変わってきており、施設全体に清掃の時間を設けるようになったとの答弁がありました。

続きまして、人員配置について、国の人員基準を満たしているとのことであったが、慢性的な赤字経営の中、一人二役の働きをすることで、人員を整理することができるのではないかとの質疑に対し、人員の削減については、令和５年から令和６年にかけ４名減員した。現在、各部署単体で捉えることをやめた。職員が協力することで時間を生み出すことができることから、係長を通して職員間の協力を働きかけているとの答弁がありました。

なお、その後の質疑及び討論については、特に報告すべきものはなく、採決の結果、全会一致で可決すべきものと決定されました。

以上で、老人福祉常任委員会の委員長報告を終了いたします。

○議長（若園五朗君）　議案第６号についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（若園五朗君）　質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

まず、反対者の討論を許します。

討論はありませんか。

鍔本議員。

○１５番（鍔本規之君）　ただいま委員長報告を聞いたわけであります。また、私もその委員会のメンバーであります。その中において大和園と内容は違うにしても、補助金を頂いている施設、運営しているところは本巣市にもあるわけであります。当然広域連合の方たちからも補助金を頂いている、樽見鉄道というものがあるわけであります。ここも毎年赤字という形

になっています。
そこにおいては、１人の従業員が幾つもの役をこなし、人員を減らして、そうして人件費を増やすことができないから減らしていくという格好を今、取って、何とか計算上は黒字という方向を示しています。そのことによって、いろいろな弊害も出てくるということも聞いていますけれども、結果としては黒字にするためにどうするかということを、やはり考えるべきであろうとしていくわけであります。
その中で補正予算の審議の中においても、正職員と雇用という形で約120名以上の方が勤めている中において、一人何役もこなしてはどうかという提起をしたわけであります。そういう努力の中において、４人ほどの定員削減をしてきたということの努力は認めるとしても、もう少し努力をしていただいて、国からの定められた人数が正しいか否かということは別として、最低限のところで収めていけば、もう少し少ない人件費でやれるのではないかなという思いをするわけであります。
今補正予算の中においては、そのような意向が一つも認めておられないということを鑑み、一般質問等々の答弁からも鑑みて反対とさせていただきます。
○議長（若園五朗君）　次に、賛成者の発言を許します。
〔「なし」と言う人あり〕
○議長（若園五朗君）　これで討論を終わります。
〔「賛成討論やらんの」と言う人あり〕
○議長（若園五朗君）　翠議員。
○７番（翠　昭博君）　委員長報告の中にもあったとおり、全会一致でということで委員会の中には鍔本さんも入っておられる。そういった面で報告と発言との矛盾もあり、私としては賛成の立場で今おりますけれども、言っておられることは、努力してくださいということは分からなくもないんですけれども、そういった経過を踏まえて、全員一致とされて委員長報告もあったということを鑑み、賛成とさせていただきます。
以上です。
○議長（若園五朗君）　次に、反対者の発言を許します。
〔「なし」と言う人あり〕
○議長（若園五朗君）　これで討論を終わります。
これより採決を行います。
議案第６号に対する委員長報告は可決です。
議案第６号を委員長報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。
〔賛成者起立〕
○議長（若園五朗君）　着席願います。
起立多数です。
よって、議案第６号　令和７年度もとす広域連合老人福祉施設特別会計

補正予算（第３号）は可決されました。

――――――――――――――――――――――― ◇ ―――――――――――――――――――――――

◎議案第７号の上程、委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（若園五朗君）　次に、日程第10、議案第７号　令和８年度もとす広域連合一般会計予算を議題といたします。

議案第７号については、総務介護常任委員会及び療育医療衛生常任委員会の協議結果の報告を踏まえ、質疑、討論、採決を行います。

初めに、総務介護常任委員会の協議結果の報告を求めます。

総務介護常任委員会副委員長、翠　昭博君。

○総務介護常任副委員長（翠　昭博君）　ただいま議題となりました議案第７号　令和８年度もとす広域連合一般会計予算について、総務介護常任委員会における協議結果を会議規則第41条の規定に準じ報告します。

議案第７号につきましては、執行部より、予算書及び当初予算案の概要により、一般会計予算の詳細について補足説明を受けました。

質疑に入り、各委員より様々な質疑が出され、答弁及び議論を交わしました。

特に報告すべきものとして、委員から重層的支援体制整備事業について、本巣市ではその体制整備をするということだが、北方町及び瑞穂市においては、将来的に本巣市と同様に体制整備を行っていく方向性なのか。また、一般会計で計上する理由はとの質疑に対し、地域支援事業から派生したものであり、国から新たに重層的支援体制整備事業に取り組めるところは、取り組んでもらいたいという趣旨で進んでいる事業である。瑞穂市と北方町では部署ごとに相談窓口を設けているが、それを統合して行うことが今の体制では難しく、当面は取り組まないという方向で確認が取れている。本巣市は、現在の新庁舎になって、総合的な窓口を設けて取り組むことが可能であるということで、当広域連合で予算を計上した。ほかの広域連合に調査をしたり、岐阜県の担当課とも協議をしたところ、一般会計で執行することが適切であることを確認したため、一般会計に予算を組み直したもの。地域支援事業については、介護保険法に基づく介護保険特別会計ということで計上していたが、今回の重層的支援体制整備事業は、改正された社会福祉法の中で地域支援事業以上に障害者や生活保護の方などを、総合的に窓口を設けて対応していく事業であるため、一般会計の予算として位置づけ、業務を展開していくものであるとの答弁がありました。

続きまして、コンピューター機器接続設定委託料について、広域連合職員の中で当該内容を行うことができる職員はいないのかとの質疑に対し、広域連合の職員数が少ないことに加え、単純にパソコンを接続するというものではなく、外部との接続において高いセキュリティーが重要になってくるもので、万が一のことも考えられるので、専門的な業者にお願いをし

ているものとの答弁がありました。
なお、その後、質疑については、特に報告すべきものはありませんでした。
以上、総務介護常任委員会の報告を終わります。
○議長（若園五朗君）　次に、療育医療衛生常任委員長より協議結果報告を求めます。
療育医療衛生常任委員長、馬渕ひろし君。
○療育医療衛生常任委員長（馬渕ひろし君）　ただいま議題となりました議案第７号　令和８年度もとす広域連合一般会計予算について、療育医療衛生常任委員会における協議結果を会議規則第41条の規定に準じて報告します。
議案第７号につきましては、執行部より、予算書及び当初予算案の概要により、一般会計予算の詳細について補足説明を受けました。
質疑に入り、各委員より様々な質疑が出され、答弁及び討論を交わしました。
特に報告すべきものとして、委員から衛生施設整備基金について、施設整備するときまで活用しないと考えるが、現在運用されているのかとの質疑に対し、令和２年度から積立てを行っており、令和５年度末で１億円を超えたため、当該１億円については地方債の運用を行っており、年間25万円余りの利息がついているとの答弁がありました。
なお、その後の質疑については、特に報告すべきものはありませんでした。
以上で、療育医療衛生常任委員会の委員長報告を終わります。
○議長（若園五朗君）　議案第７号について、各委員長からの協議結果報告に対する質疑を行います。
質疑はありませんか。
〔「なし」と言う人あり〕
○議長（若園五朗君）　質疑なしと認めます。
これで質疑を終わります。
これより討論を行います。
まず、反対者の討論を許します。
討論はありませんか。
鍔本議員。
○１５番（鍔本規之君）　ただいま議題となっております議案第７号について、反対の立場から討論に参加をさせていただきます。
ただいま委員長報告の中にもありましたように、広域連合職員が少ないから等々との答弁もあったわけであります。そういうようなことも踏まえ、反対の討論とするわけでありますけれども、少なければと言われて事業が滞ってしまってはいけませんので、増やすべきであろうと思うわけであります。

また、報酬等についても人事院勧告に従って給料が定められていますけれども、人数が少ない中において、それをこなすように努力していることを鑑みれば、この広域連合の職員の給料というものは、他の市町村に比べれば少し低いであろうと思うわけであります。指数で表すとするなら97ぐらい出るのかな。100を基準とするなら97、96ぐらいだろうと推測するわけでありますけれども、仕事の割に職員の給料が低いということをもって反対とさせていただきます。

○議長（若園五朗君）　次に、賛成者の発言を許します。

10番、馬渕ひろし君。

○１０番（馬渕ひろし君）　ただいま議題となっております議案第７号　令和８年度もとす広域連合一般会計予算について、賛成の立場から討論をさせていただきます。

もとす広域連合におきましては、瑞穂市、北方町、本巣市、３市町によって、この地域における課題に対してしっかりと取り組んでいただいているものと思います。それぞれの市町がそれぞれやっていたら、多くの費用がかかるわけでありまして、ある一定の規模をもって行政運営をしていくということは、最少の経費で最大の効果が得られるものというふうに思っております。この当初予算におきましても、先ほど職員が少ないというお話もありました。報酬も少ないというお話もありましたが、それこそ少数精鋭といいますか、大変少ない中でも最大の努力をしていただいて、運営をしていただいていると思っております。

大和園の運営、これは地域にとって欠かせない施設になっておりますし、衛生施設、これは浄化槽、そして、下水道、普及していくところでもありますけれども、まだまだ必要となる施設でもございます。休日急患診療所も療育医療衛生常任委員会でも協議をさせていただきましたけれども、今後の方向性としては、行政がやるべきことなのかどうかということの議論もさせていただいたところでありますが、執行部のほうもそれを認識していただきまして、効率的な運営、本当に必要なことは何かということをよく考えて議論をしていただいていることと思います。

今回、第６期の広域計画が先ほど議決をされましたけれども、その中にも今までの反省とともにこれからどうしていくという方向性が示されているものであり、それに基づいて作成されたこの当初予算については、必要な経費が盛り込まれているというふうに思っておりますので、これからの職員の皆様、そして、執行部の皆さんのご活躍とこの地域に住む方の幸せを願って、この当初予算には賛成とさせていただきます。

同僚議員の皆様、賛成のほうをいただきますようお願いを申し上げます。

以上です。

○議長（若園五朗君）　次に、反対者の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（若園五朗君）　これで討論を終わります。

これより採決を行います。

議案第７号を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（若園五朗君）　着席願います。

起立多数です。

よって、議案第７号　令和８年度もとす広域連合一般会計予算は可決されました。

◇

◎議案第８号の上程、委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（若園五朗君）　日程第11、議案第８号　令和８年度もとす広域連合介護保険特別会計予算を議題といたします。

議案第８号については、総務介護常任委員会に審査を付託してありましたので、副委員長より審査の経過及び結果報告を求めます。

総務介護常任委員会副委員長、翠　昭博君。

○総務介護常任副委員長（翠　昭博君）　ただいま議題となりました議案第８号　令和８年度もとす広域連合介護保険特別会計予算について、総務介護常任委員会における審査の経過及び結果を会議規則第41条の規定により報告します。

議案第８号につきましては、執行部より、当初予算書及び当初予算案の概要により、介護保険特別会計予算の詳細について補足説明を受けました。

なお、その後の質疑及び討論については、特に報告すべきものはなく、採決の結果、全員一致で可決すべきものと決定されました。

以上で、総務介護常任委員会の報告を終わります。

○議長（若園五朗君）　議案第８号についての、ただいまの副委員長の報告に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（若園五朗君）　質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

まず、反対者の討論を行います。

討論はありませんか。

15番、鍔本規之君。

○１５番（鍔本規之君）　ただいま議題となっております議案第８号について、反対の立場から討論に参加をさせていただきます。

私も後期高齢者となったわけであります。後期高齢者に対する介護保険料は、その地域によって払う料金を定めることができるというふうに聞いておるわけでありますけれども、どうも高いような気がしますので、私も

払う立場として反対をさせていただきます。
　議員各位におかれましては、若い人が多いので大いに払ってもらって、年寄りが払うものを少なくすることにご賛同いただきますよう切にお願いをして、反対討論とさせていただきます。
○議長（若園五朗君）　次に、賛成者の発言を許します。
　８番、髙橋知子君。
○８番（髙橋知子君）　ただいまの議案第８号につきまして、賛成の立場で討論に参加させていただきます。
　今、鍔本議員がおっしゃいました介護保険料の内容につきましては、以前の議会でもしっかりと皆様の間で内容が精査されており、現状に適した料金となっております。その皆さんで精査した内容をもって、来年度の予算を制定していることから、今回の予算、来年度の予算におきましては、この内容のとおり進めていただきたいと思います。
　以上です。
○議長（若園五朗君）　ありがとうございました。
　次に、反対者の発言を許します。
〔「なし」と言う人あり〕
○議長（若園五朗君）　これで討論を終わります。
　これより採決いたします。
　議案第８号に対する委員長報告は可決です。
　議案第８号を委員長報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。
〔賛成者起立〕
○議長（若園五朗君）　着席願います。
　起立多数です。
　よって、議案第８号　令和８年度もとす広域連合介護保険特別会計予算は可決されました。

――――――――――――――――――――――― ◇ ―――――――――――――――――――――――

◎議案第９号の上程、委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（若園五朗君）　日程第12、議案第９号　令和８年度もとす広域連合老人福祉施設特別会計予算を議題といたします。
　議案第９号については、老人福祉常任委員会に審査を付託してありますので、委員長より審査の経過及び結果報告を求めます。
　老人福祉常任委員長、棚橋敏明君。
○老人福祉常任委員長（棚橋敏明君）　ただいま議題となりました議案第９号　令和８年度もとす広域連合老人福祉施設特別会計予算について、老人福祉常任委員会における審査の経過及び結果を会議規則第41条の規定により報告いたします。

議案第９号につきましては、執行部より、当初予算書及び当初予算案の概要により、老人福祉施設特別会計予算の詳細について補足説明を受けました。

質疑に入り、各委員より様々な質疑が出され、答弁及び議論を交わしました。

特に報告すべきものとして、委員から全体的な歳入歳出の特徴、ポイントを説明していただきたいとの質疑に対し、歳入予算に関しては、見込みがあるサービスについて、利用者数を増やし反映させている。歳出予算に関しては、職員の連携を図りながら時間外勤務の削減に努めていきたいとの答弁がありました。

続きまして、蛍光灯を購入するとの説明であったが、計画的にＬＥＤ化する考えはあるのか。また、利用できる補助金はあるのかとの質疑に対し、基盤等を全て変えると膨大な額になるため、大和園の財源では予算計画が立たない。部分的にＬＥＤ化を進めているが、全体を一度に変えることはできないため、計画を立てているさなかである。また、来年度のＬＥＤの補助金について確認したが、活用できる補助金はなかったとの答弁がございました。

続きまして、電話設備借上料とあるが、具体的にどのような内容かとの質疑に対し、電話設備については今年度、故障により取り替えた。歳出の内訳については、養護の分とそれ以外の介護サービスの分で案分した結果、２つに分かれているとの答弁がありました。

続きまして、在宅介護支援事業費の職員給与等を人数で割ると、ほかの事業費に比べて高い理由は何かとの質疑に対し、経験年数の高い職員が配置されていることによるとの答弁がありました。

続きまして、歳入に関し、各市町には交付税がある。大和園についての算定は、組織市町に含まれるのかとの質疑に対し、大和園は所在地が本巣市地内にあるため、交付税などの算入に入る部分の算出は、本巣市が算出して計上している。ただし、大和園は組織市町で負担すべき施設であるため、交付税はそれぞれの市町に配分されているとの答弁がありました。

続きまして、大和園は本巣市の財政課で財政の基礎数値として計上されているとのことか。基礎数値の中で、大和園の経営が悪いということで、財政措置はできないのかとの質疑に対し、交付税の算入に関する基礎数値の算出であるため、本巣市が算出する根拠の中で、大和園の経営が悪いといった温情配慮については、算入基礎にはならないと考えるとの答弁がありました。

続きまして、職員の数は交付税算定における需要額算定の指標となる。大和園の人件費も算定の際に計上されており、財源として交付されているのかとの質疑に対し、自治体のほうでは、基準財政収入額を議員が言われたような職員数などから算出した基準財政需要額が上回る場合、差額が地方交付税として交付されるが、大和園についてはそのような仕組みはない。

先ほどのＬＥＤ化の話にしても、自治体では有利な起債をすることで、国から地方交付税として措置されるが、大和園にはない。コロナ禍で落ち込んだサービス収入がある程度改善してきたが、恐らく令和７年度決算においても人件費部分ではマイナスになってくるため、どの自治体がどのように負担するのかということがこれからの課題であるとの答弁がありました。

なお、その後の質疑及び討論については、特に報告すべきものはなく、採決の結果、全会一致で可決すべきものと決定されました。

以上で、老人福祉常任委員会の委員長報告を終了いたします。

○議長（若園五朗君）　議案第９号についての委員長の報告に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（若園五朗君）　質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

まず、反対者の討論を許します。

討論はありませんか。

15番、鍔本規之君。

○１５番（鍔本規之君）　反対の立場から討論に参加をさせていただきます。

反対の理由としては、私が一般質問した中においての答弁から鑑みて、反対の立場で討論をさせていただきます。

大和園については、私は使命が終わったというような形と、施設が古いから民間に委託するようにというような質問をしたわけでありますけれども、まだまだ使命は終わっていないということの答弁でありました。

その答弁から鑑みますと、今予算において積極的な予算が組み込まれていない。施設をよくする、皆さんに喜ばれるような施設にすることによって、入居者も増えていきます。また、個別の部屋を改造することによって、収益も増えていきます。

積極的な予算が今回の予算の中に組み込まれていないことを鑑みると、一般質問の答弁とはかけ離れた予算案となりますので、今予算については積極的な予算が組み込まれていないという理由をもって、反対とさせていただきます。

議員各位におかれましても、ご賢察の上よろしくご賛同のほどを伏してお願いして、反対討論とさせていただきます。

○議長（若園五朗君）　次に、賛成者の発言を許します。

７番、翠　昭博君。

○７番（翠　昭博君）　議案第９号　令和８年度もとす広域連合老人福祉施設特別会計予算について、賛成の立場で発言させていただきます。

73年間の地域における大和園の歴史、そして、行政として困った人を何とかしなければいけない。命を大切に、いつかは亡くなっていくわけで

すけれども、そういった施設を行政として残していくために、必要な予算がここには組まれているかなと。

ただ、今、反対意見で言われました意見についても、そこについては今回の予算については、ぎりぎりなのかなというふうには私は思っておりますし、今後そういったことを見据えて補正予算なども組んでいただくことも視野に入れながら、この８年度のもとす広域連合老人福祉施設特別会計予算についてはスタートをさせていきたいという立場で、賛成の立場で発言させていただきます。

議員各位の良識ある判断をお願いし、私の討論とさせていただきます。

以上です。

○議長（若園五朗君）　次に、反対者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（若園五朗君）　これで討論を終わります。

これより採決いたします。

議案第９号に対する委員長報告は可決です。

議案第９号を委員長報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（若園五朗君）　着席願います。

起立多数です。

よって、議案第９号　令和８年度もとす広域連合老人福祉施設特別会計予算は可決されました。

――――――――――――――――――――――― ◇ ―――――――――――――――――――――――

◎閉会の宣告

○議長（若園五朗君）　以上をもって、本日の日程は全て終了いたしました。

令和８年第１回もとす広域連合議会定例会を閉会します。

皆さん、お疲れさまでした。

閉会　午前１１時５５分

地方自治法第１２３条第２項の規定により署名する。

令和８年２月１３日

議　　長　　若　園　五　朗

署　名　議　員

３　番　　若　原　達　夫

４　番　　古　野　裕美子

９　番　　関　谷　守　彦